

官報

號外 昭和二十一年十二月六日

第九十二回 帝國議會 衆議院 議事速記 第六號

昭和二十一年十二月五日(木曜日)

午後一時一分開議

議事日程 第五號

昭和二十一年十二月五日

午後一時開議

第一 皇室典範案(政府提出)

第一讀會

(朗讀を省略した報告)

一、政府から提出された議案は次の通りである。

内閣法案

(以上十二月四日提出)

一、昨日貴族院から受領した政府提出案は次の通りである。

一、議員から提出された議案は次の通りである。

東京、鹿兒島間直通急行列車運轉復活に關する建議案

提出者
上林山榮吉君 宇田 國榮君
小田 正治君 井上 知治君
小柳實太郎君 杉本 勝次君
(以上十二月三日提出)

一、去る三日吉田内閣總理大臣から次ぎの通り發令があつた旨の通牒を受領した。

復員事務官 荒尾 興功

同 山本 善雄

第九十一回帝國議會政府委員被仰付

一、昨日吉田内閣總理大臣から次ぎの通り發令があつた旨の通牒を受領した。

商工事務官 細井富太郎

同 松田 太郎

特許標準局長官 久保敏二郎

石炭廳長官 春 禮之助

石炭廳次長 岡松成太郎

第九十一回帝國議會商工省所管事務政府委員被仰付

一、去る三日議長において次ぎの通り常任委員辭任の許可があつた。

第六部選出豫算委員 寺田 榮吉君

第一部選出請願委員 青木 泰助君

一、去る三日常任委員補闕選舉の結果次ぎの通り當選した。

第一部選出 懲罰委員 武藤 常介君(荒木武行君補闕)

一、昨日常任委員補闕選舉の結果次ぎの通り當選した。

第一部選出 請願委員 竹内 歌子君(青木泰助君補闕)

第六部選出 豫算委員 九鬼紋十郎君(寺田榮吉君補闕)

○議長(山崎猛君) これより會議を開きます。日程第一、皇室典範案の第一讀會を開きます。吉田内閣總理大臣。

第一 皇室典範案(政府提出)

第一讀會

皇室典範案

第一章 皇位繼承

第一條 皇位は、皇統に屬する男系の男子が、これを繼承する。

第二條 皇位は、左の順序により、皇族に、これを傳える。

一 皇長子

二 皇長孫

三 その他の皇長子の子孫

四 皇次子及びその子孫

五 その他の皇子孫

六 皇兄弟及びその子孫

七 皇伯叔父及びその子孫

前項各号の皇族がないときは、皇位は、それ以上で、最近親の系統の皇族に、これを傳える。

前二項の場合においては、長系を先にし、同等内では、長を先にする。

第三條 皇嗣に、精神若しくは身体の不治の重患があり、又は重大な事故があるときは、皇室會議に議により、前條に定める順序に従つて、皇位繼承の順序を變えることができる。

第四條 天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。

第二章 皇族

第五條 皇后、太皇太后、皇太后、親王、親王妃、内親王、王、王妃及び女王を皇族とする。

第六條 嫡出の皇子及び嫡男系嫡出の皇孫は、男を親王、女を内親王とし、三世以下の嫡男系嫡出の子孫は、男を王、女を女王とする。

第七條 王が皇位を繼承したときは、その兄弟姉妹たる王及び女王は、特にこれを親王及び内親王とする。

第八條 皇嗣たる皇子を皇太子という。皇太子のないときは、皇嗣たる皇孫を皇太孫という。

第九條 天皇及び皇族は、養子をすることができない。

第十條 立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する。

第十一條 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基づき、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

親王(皇太子及び皇太孫を除く)、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第十二條 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第十三條 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑屬及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑屬を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑屬及びその妃については、皇室會議の議により、皇族の身分を離れないものとすることができる。

第十四條 皇族以外の女子で親王妃又は王妃となつた者が、その夫を失つたときは、その意思により、皇族の身分を離れることができる。

前項の者が、その夫を失つたときは、同項による場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室會議の議により、皇族の身分を離れる。

第一項の者は、離婚したときは、皇族の身分を離れる。

第一項及び前項の規定は、前條の他の皇族と婚姻した女子に、これを準用する。

第十五條 皇族以外の者及びその子孫は、女子が皇后となる場合及び皇族男子と婚姻する場合を除いては、皇族となることがない。

第三章 攝政

第十六條 天皇が成年に達しないときは、攝政を置く。

天皇が、精神若しくは身体の重患又は重大な事故により、國事に關する行爲をみずからすることができないときは、皇室會議の議により、攝政を置く。

第十七條 攝政は、左の順序により、成年に達した皇族が、これに就任する。

一 皇太子又は皇太孫

二 親王及び王

三 皇后

四 皇太后

五 太皇太后

六 内親王及び女王

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

前項第三号の場合においては、皇位繼承の順序に従ひ、同項第六号の場合においては、皇位繼承の順序に準ずる。

第十八條 攝政又は、攻となる順位にあたる者に、精神若しくは身体に重大な事故があるときは、皇室會議の議により、前條に定める順序に従つて、攝政又は攝政となる順序を変更することができる。

第十九條 攝政となる順位にあたる者が、成年に達しないため、又は前條の故障があるために、他の皇族が、攝政となつたときは、先順位にあつてゐた皇族が、成年に達し、又は故障がなくなつたときでも、皇太子又は皇太孫に対する場合を除いては、攝政の任を讓ることがない。

第二十條 第十六條第二項の故障がなくつたときは、皇室會議の議により、攝政を廢する。

第二十一條 攝政は、その在任中、訴追されない。但し、これがため、訴追の利は、害されない。

第四章 成年、敬称即位の 一、大喪の礼、皇統譜及び陵墓

第二十二條 天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする。

第二十三條 天皇、皇后、太皇太后及び皇太後の敬称は、陛下とする。

前項の皇族以外の皇族の敬称は、殿下とする。

第二十四條 皇位の繼承があつたときは、即位の礼を行ふ。

第二十五條 天皇が崩じたときは、大喪の礼を行ふ。

第二十六條 天皇及び皇族の身分に關する事項は、これを皇統譜に登録する。

第二十七條 天皇、皇后、太皇太后及び皇太后を葬る所を陵、その他の皇族を葬る所を墓とし、陵及び墓に關する事項は、これを陵籍及び墓籍に登録する。

第五章 皇室會議 第二十八條 皇室會議は、議員十人でこれを組織する。

議員は、皇族二人、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣總理大臣、宮内府の長並びに最高裁判所の長たる裁判官及びその他の裁判官一人を以て、これに充てる。

議員となる皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、各、成年に達した皇族又は最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官の互選による。

第二十九條 内閣總理大臣たる議員は、皇室會議の議長となる。

第三十條 皇室會議に、予備議員十人を置く。

皇族及び最高裁判所の裁判官たる議員の予備議員については、第二十八條第三項の規定を準用する。

衆議院及び参議院の議長及び副議長たる議員の予備議員は、各、衆議院及び参議院の議員の互選による。

前二項の予備議員の員数は、各、その議員の員数と同数とし、

その職務を行う順序は、互選の際、これを定める。

内閣總理大臣たる議員の予備議員は、内閣法の規定により臨時に指定された國務大臣を以て、これに充てる。

宮内府の長たる議員の予備議員は、内閣總理大臣の指定する宮内府の官吏を以て、これに充てる。

議員の事故のあるとき、又は議員が欠けたときは、その予備議員がその職務を行ふ。

第三十一條 第二十八條及び前條において、衆議院の議長、副議長又は議員とあるのは、衆議院が解散されたときは、後任者の定まるまでは、各、解散の際衆議院の議長、副議長又は議員であつた者とする。

第三十二條 皇族及び最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官たる議員及び予備議員の任期は、四年とする。

第三十三條 皇室會議は、議長がこれを招集する。

皇室會議は、第三條、第十六條第二項、第十八條及び第二十條の場合には、四人以上の議員の要求があるときは、これを招集することを要する。

第三十四條 皇室會議は、六人以上の議員の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第三十五條 皇室會議の議事は、第三條、第十六條、第二項、第十八條及び第二十條の場合には、出席した議員の三分の二以上の多数でこれを決し、その他の場合には、過半

教でこれを決する。

前項後段の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十六條 議員は、自分の利害に特別の關係のある議事には、參與することができない。

第三十七條 皇室會議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行ふ。

附則 この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

現在の皇族は、この法律による皇族とし、第六條の規定の適用については、これを嫡男系嫡出の者とする。現在の陵及び墓は、これを第二十七條の陵及び墓とする。

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 只今上程になりました皇室典範案についてその提案の理由を説明いたします。

政府は臨時閣議の答申を基礎といたしまして、皇室典範案を立案いたしました。こゝに本會議に提案するに至つた次第であります。改正憲法の第二條には「皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。」とあり、また第五條には「皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその國事に關する行為を行ふ。」とあるのであります。本案は、この皇位繼承と攝政に關する事項を中心といたしまして、これに密接な關係のある事項を規定してあるのであります。現行の皇室典範に比べますと、第一、皇室の御一家に關する事項

はこれを除外し、第二に皇室の經濟に關する事項は皇室經濟法案に譲り、第三、訴訟に關してはこれを一般の訴訟法規等に任せるといたしました。

特別の關係のある議事には、參與することができない。第三十六條 議員は、自分の利害に特別の關係のある議事には、參與することができない。第三十七條 皇室會議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行ふ。

この法律は、日本國憲法施行の日から、これを施行する。

現在の皇族は、この法律による皇族とし、第六條の規定の適用については、これを嫡男系嫡出の者とする。現在の陵及び墓は、これを第二十七條の陵及び墓とする。

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 只今上程になりました皇室典範案についてその提案の理由を説明いたします。

政府は臨時閣議の答申を基礎といたしまして、皇室典範案を立案いたしました。こゝに本會議に提案するに至つた次第であります。改正憲法の第二條には「皇位は、世襲のものであつて、國會の議決した皇室典範の定めるところにより、これを繼承する。」とあり、また第五條には「皇室典範の定めるところにより攝政を置くときは、攝政は、天皇の名でその國事に關する行為を行ふ。」とあるのであります。本案は、この皇位繼承と攝政に關する事項を中心といたしまして、これに密接な關係のある事項を規定してあるのであります。現行の皇室典範に比べますと、第一、皇室の御一家に關する事項

はこれを除外し、第二に皇室の經濟に關する事項は皇室經濟法案に譲り、第三、訴訟に關してはこれを一般の訴訟法規等に任せるといたしました。

特別の關係のある議事には、參與することができない。第三十六條 議員は、自分の利害に特別の關係のある議事には、參與することができない。第三十七條 皇室會議は、この法律及び他の法律に基く権限のみを行ふ。

提案に相なりまして、われ／＼國會が直ちに本日この審議に入ることを得ましたことは、これまたまことに幸いと存する次第であります。御承知の通りに、明治憲法の下に存在しておりまする現行典範は、私人の感情から申し上げますと、何か知ら／＼切れない所の、一種の妙な存在であるのであります。と申しますことは、なるほど皇室典範は一般法律ではありません。從來の思想觀念よりいたしましたならば、これは皇室御一家内の、いわば家法であり、家憲であります。その家法であり、家憲でありますが故に、その家長であられる、その首長にわたらせられる所の天皇御自身が、その保有せられる自主権によりましてこれを御制定遊ばされる次第であると存じます。従つて明治憲法におきまして、

法典を自由に審議いたしますという事は、まことに大慶の至りであるといふはかきよりに存するのであります。今までは一切のことが關與を許されなかつた。それが直ちに關與される。これにおいてか私は、新憲法のその精神及びあり方が、ことさらにはつきりいたされまして、限りなき感激と幸福を味う次第であります。以下少しく私は意見を述べながら、日本進歩黨を代表いたしまして、若干の質疑を試みたいと思ふのであります。

まづ第一に、吉田總理大臣にお尋ねをいたしますが、只今提案理由の御説明にもありました通りに、皇位の繼承に關するその資格の問題であります。何が故に現政府は、この皇位の繼承を、皇統たる正統に基づく男系の嫡出子に限られて、同じく皇統である所の男系の庶子孫を排除されたかということでありませう。私はこの點に對しては、いさ／＼か當局の御眞意を解するに苦しむ次第であります。なんとすれば、今日の新憲法の建前からいいたしましても、人間は平等でなくちやならない。そこに區別があつてはならない。自由平等は新憲法の大原則であります。その原則をとりながら、こと皇室の皇位に關することではありませうが、同じ正統を承けたる所の、たゞ庶系であるというだけの故をもつて、皇族からまでも除外なされ、加うるに皇位の繼承の資格なしとなされて、これを排除される理由が、私は了解に苦しむのであります。この點、總理大臣の明確なる御答辯を承りまして、委員會における參考にしたいと思います。

次に、今ちよつと觸れましたが、庶系の子孫は皇族からまでもこれを除外されることは、これまた私は甚だ了解に苦しむ點であります。その點は、第六條のこの法典の精神から解釋いたしますと、正統の血統を繼がれておつても、庶系であるが故にこれに皇族たる身分を與えないということはいかんなる理由であるか。これも憲法の人間平等の建前から行きますならば、そうした區別をなすることはいかゞのものであらうか、かように存するのであります。この點も併せてお尋ねいたしておきます。

後に戻るようで恐縮であります。現行の典範によりますと、その第四條には、皇位の繼承に關しましては、「皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ノ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトニ限ル」こと現定してあります。これで私は皇位の繼承に庶子を認めた所で、一向將來に關係はないものではないかと思ひます。いわんや國家悠久性から考えました時に、私はこれを排除する理由はないではないか。かように存する次第であります。

皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せずと明記いたしておるのであります。しかしながら今日のこの新憲法の世の中になりましたと、その觀念が當然變つて來ることは勿論であります。なんとすれば、天皇が皇室の家長であらせられ、首長であらせられるといたしますならば、國家國民の立場からいいたしましても、天皇は國家の家長であり、首長であらせられることは疑いのないことだと存するのであります。従つてその皇室典範は、これは國民が直接關與して改正し得ることは當然のことではないかと考へる。それが新憲法に判定になりますと、民主主義憲法の建前からいいたしまして、當然今日のわれ／＼國民が、しかも正當に選舉せられたる國會における代表者たるわれ／＼が、直接この大

の御答辯を伺ひたいと思ふのであります。男女平等、男女平等ということも、憲法で申しながら、それを一般國民に要求しておいて、ひとり皇位に關する點においてこれを排除するといふ理由については、割り切れないものを感ずる次第であります。よろしく女帝を認めてしかるべきである。「同感」と呼ぶ者あり、拍手。それも女帝を認めて、すぐに女帝が出現するというわけではありませぬ。その順位のごときは、これはゆつ／＼研究の餘地があるのであります。私はこの意味からいいたしまして、女帝はお認めになつて差支えないことではないか、かように存する次第であります。

第三にお尋ねいたしたいことは、皇位の繼承と三種の神器との關係であります。現行典範の第十條であります。天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク。まことに一讀嚴肅さを感じざる規定が、現行典範には存在いたしておるのであります。新典範を見ますと、天皇が崩せられた時には、皇嗣が直ちに即位せられるというだけのことでありまして、神器はどこに一體行くのであるか。この點は恐らく金祿國務大臣の日頃仰せになる言葉を拜借いたしましたならば、この場合神器はやはり皇位繼承と不可分に存在することを認むることが、傳統的なわが國の國民感情に一致するものではないか、かように存するのであります。なるほど即位といふものは、こゝに崩御があれば隣國を許さずして、そこに既に踐祚即位があることは勿論であります。

とが、私は國民感情としてもまことに適切なるものである、かように存するのであります。あまりセンチ的な考え方は知りませんが、これが日本國民の感情である。われ／＼國民が、日本國の象徴たる天皇、僅れの天皇として仰ぐ場合に、この神器の存在もまた一概に排斥すべきものではない、かように私は存するのであります。この點に對する御、御も伺ひたいと思ひます。

第四に改正典範を見ると、第十條に「立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する」とあります。立后と皇族男子の婚姻には、憲法第二十四條のごとく直ちに成立するものではなく、皇室會議の議を経ることを要件としたかのごとく、解釋さるゝのであります。はたしてしからば、これは憲法第二十四條と何らかの矛盾を生ぜざるやということを疑う次第であります。この點に關する御答辯を承つておきたいと思ふのであります。

次に、今ちよつと觸れましたが、庶系の子孫は皇族からまでもこれを除外されることは、これまた私は甚だ了解に苦しむ點であります。その點は、第六條のこの法典の精神から解釋いたしますと、正統の血統を繼がれておつても、庶系であるが故にこれに皇族たる身分を與えないということはいかんなる理由であるか。これも憲法の人間平等の建前から行きますならば、そうした區別をなすることはいかゞのものであらうか、かように存するのであります。この點も併せてお尋ねいたしておきます。

後に戻るようで恐縮であります。現行の典範によりますと、その第四條には、皇位の繼承に關しましては、「皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ノ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトニ限ル」こと現定してあります。これで私は皇位の繼承に庶子を認めた所で、一向將來に關係はないものではないかと思ひます。いわんや國家悠久性から考えました時に、私はこれを排除する理由はないではないか。かように存する次第であります。

第三にお尋ねいたしたいことは、皇位の繼承と三種の神器との關係であります。現行典範の第十條であります。天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク。まことに一讀嚴肅さを感じざる規定が、現行典範には存在いたしておるのであります。新典範を見ますと、天皇が崩せられた時には、皇嗣が直ちに即位せられるというだけのことでありまして、神器はどこに一體行くのであるか。この點は恐らく金祿國務大臣の日頃仰せになる言葉を拜借いたしましたならば、この場合神器はやはり皇位繼承と不可分に存在することを認むることが、傳統的なわが國の國民感情に一致するものではないか、かように存するのであります。なるほど即位といふものは、こゝに崩御があれば隣國を許さずして、そこに既に踐祚即位があることは勿論であります。

とが、私は國民感情としてもまことに適切なるものである、かように存するのであります。あまりセンチ的な考え方は知りませんが、これが日本國民の感情である。われ／＼國民が、日本國の象徴たる天皇、僅れの天皇として仰ぐ場合に、この神器の存在もまた一概に排斥すべきものではない、かように私は存するのであります。この點に對する御、御も伺ひたいと思ひます。

第四に改正典範を見ると、第十條に「立后及び皇族男子の婚姻は、皇室會議の議を経ることを要する」とあります。立后と皇族男子の婚姻には、憲法第二十四條のごとく直ちに成立するものではなく、皇室會議の議を経ることを要件としたかのごとく、解釋さるゝのであります。はたしてしからば、これは憲法第二十四條と何らかの矛盾を生ぜざるやということを疑う次第であります。この點に關する御答辯を承つておきたいと思ふのであります。

大嘗祭、京都ニ於テ之ヲ行フ、元號は云々といふことを、皇祖に規定してゐるのであります。にも拘わりませぬ、たゞ二條、天皇崩すときは直ちに皇嗣がこれを相繼するということに取扱つてありますことは、まことに叙しさを感ずるのであります。いわんや、即位ということも天皇一世一度の大典であります。これは輕々しく取扱うべきものではないと、かように存するのではありません。にも拘わらず、たゞそれを皇位繼承(つ)後の章に至つて、「天皇が崩したときは、皇嗣が直ちに即位する。」なるほど即位は隨問的にいたしますけれども、これだけでは、讀む人をして何かしら、洙の寂しさを感ぜしめるのであります。それに引換へまして、現行典範には、第一章に即位の順序を定め、第二章には特別に踐祚即位の章として、今申し上げましたようなことを規定してあります。讀む者をして一體襟を正さしむる感じをもたすのであります。これは天皇御一々の大典であるのみならず、またこれは國家國民の、大なる一つの大典である、かように私は考へるのであります。それをあまりにも平々凡々と取扱われた所の當局の御意思は、どこにあるのであるか、この點を重ねて伺いたないのであります。

次に總理大臣は、提案理由の説明といたされまして、この點からいろいろ皇室内部に關すること、經濟に關すること、訴訟に關すること、かようなことは別に特別法をお出しになるという御意思を承るのであります。それにいたしまして、この皇室典範は、この條上をもつてはたして完全と

お思ひになるのでありますかどうか、併せて伺つておきたいと存するのであります。以上簡單ではあります。これをもちつて私の質疑といたした次第であります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君、答へ〕
○國務大臣(吉田茂君) 吉田君の御質問に對してお答えいたします。天皇陛下は國の象徴、國民のおのゝ象徴として、すなわち國民演義の儀表たるべきお方であるのでありますから、その御地位に即れるお方も、正當の婚姻によつて生れられたお方に限りたい、これが提案の趣旨であります。(拍手) また御血統の純粹性を保つ上からも、皇室會議の議を経たる、正當の結婚に基づいてお生れになつたお方に限るとすることが適當である。(拍手) 此の考へましたわけであります。その他の御質問に對しては、金森國務大臣からお答えいたします。

〔國務大臣金森徳次郎君答へ〕
○國務大臣(金森徳次郎君) 吉田君の御質問に對してお答えいたします。第一に女帝を認めざる理由如何、これを認めざることは、新憲法の精神と何らか適合しない點があるのではないかと御趣旨でありました。申し上げますまでもなく、わが國の過去の歴史におきましては、女帝がおわしましたこと十代でありまして、人數にして八人の御方があつたわけであります。その點から顧みますると、女性の天皇を戴くことも理由あるがごとくに考へらるゝ筋はございませぬけれども、それらの十代の女性の天皇の御位にお即きになりまして諸種の事情を考へてみますると、多くは特殊な場合、たとえば

男の方がお即きになるべき順序でありながら、そのしばらくの間を充たしためといふことが大部分であつたのであります。いろいろの學問上の研究を聞いてみますると、大體本格的な筋合ではない、一時の便宜に應ずるものであるといふふうな言われております。そこでこれを今回の憲法改正の場合に當てはめて考へてみますと、一面から申しますれば、兩性の平等という見地からこれを認めざることは、決して理由なしとは考へられないのではありますけれども、大體が男系といふことを根本にいたしておりましたために、女性の天皇が御位にお即きになりますと、それから先の男系の子孫といふことを考へることが困難であります。故に、その點でいへば皇位をお即きになる方が行時りになるといふような懸念も直觀的に一々窺はれても出て來るが、直觀的にさうな考へも出て來る餘地があるわけでありませぬ。他の一面から申しますと、女帝を認めざるにつきましたも、それは順序の關係におきまして、男性の方が戸の中におわしまさぬ場合に、恐らく考へらるゝと思ひまして、しかしさうな場合は、およそ見透します所、容易に起り得ないことのように考へますので、これらの諸點を考へ合せますと、今日の現狀におきまして、直ちに女性の天皇の制度をはつきりと認めざることは、なお相當研究の餘地を残しておるものと存じます。そこで現段階におきましては、現行の皇室典範の成立に對しての研究の結果を一應受け續ぎまして、これらに關する特別なる規定を設けていないわけでありまして、なお

今後の研究によりまして、十分論究を進めて參りたいものと考へております。

次に皇位の繼承と、三種の神器との關係がいかになるかというお尋ねであります。これは皇位が繼承せられますれば、三種の神器がそれに追隨するといふことは、こととして當然のことと考へてをります。しかしながらこれに關しての規定を、皇室典範の中には設けておりませぬ。その次第は、他に考へべき點もありません。けれども、主たる點は、三種の神器は一面におきまして信仰といふことと結びつけておる場面が非常に多いのでありますから、これを皇室典範そのものの中に表わすことが必ずしも適當でないといふふうな考へまして、皇室典範の上その規定が現れてはいないわけでありませぬ。しかしながら三種の神器が皇位の繼承と結びついておることはもとよりでありませぬので、その物的の面、詰まり信仰の面ではなくして、物的の面におきましての結びつきを、何らか豫想しなければなりませんので、その點は、恐らく後に御審議を煩わすことになるであろうと存じます。この皇室經濟法の中に、片鱗を示す規定があることと考へております。

次に、婚姻の關係について特別なる制限があることといふふうな御疑念がございました。これは先ほど總理大臣から答へられました中に、大體現われおられますけれども、皇室の範圍その他は、常に皇位の繼承と、攝政におなりになる方の範圍といふことを中心として考へておられますからして、その天皇が國の象徴でおわしますといふ

ことと組み合わせ考へてみますると、一般の道理だけでは行き届きかねる部分があるのであります。そこで諸般の事情を考へまして、御婚姻の場合におきまして、さきに御指摘になりましたような皇室會議の議を経ることを定めたわけでありませぬ。

次に踐祚即位につきましての特別な章を設けなかつたのはどういふのであるかというお尋ねでありましたが、踐祚及び即位に關します規定は、現行の皇室典範には御説のごとく三箇條規定があるわけでありませぬ。そうしてこれに基づきます諸般の制度は、登極令といふ皇室令の中に定まつておるのであります。これを分解して一つ一つに考へてみますと、踐祚に關する規定、すなわち天皇御位に就かれますれば、皇嗣すなわち踐祚を遊ばされるという規定が一つでありまして、これは先にも御指摘になりましたように、文字こそ變つておりましたけれども、ほとんどそのまゝに今までの改正案の中にはいつておるのであります。また即位の禮を行はせられ、大嘗祭を行はせられるといふふうの規定は、これはその即位の禮に關しましては、今回制定せられます典範の中にやはり規定が設けてありまして、實質において異なるところはございませぬので、大嘗祭のことを細かに書くことが一面の理がないわけではあります。これはやはり信仰に關する點を多分に含んでおられるが故に、皇室典範の中に姿を現わすことは、或は不適當であらうと考へておるのであります。なお元號を設けます點がそこに現われておりますが、今度の制度に

ことと組み合わせ考へてみますると、一般の道理だけでは行き届きかねる部分があるのであります。そこで諸般の事情を考へまして、御婚姻の場合におきまして、さきに御指摘になりましたような皇室會議の議を経ることを定めたわけでありませぬ。

次に踐祚即位につきましての特別な章を設けなかつたのはどういふのであるかというお尋ねでありましたが、踐祚及び即位に關します規定は、現行の皇室典範には御説のごとく三箇條規定があるわけでありませぬ。そうしてこれに基づきます諸般の制度は、登極令といふ皇室令の中に定まつておるのであります。これを分解して一つ一つに考へてみますと、踐祚に關する規定、すなわち天皇御位に就かれますれば、皇嗣すなわち踐祚を遊ばされるという規定が一つでありまして、これは先にも御指摘になりましたように、文字こそ變つておりましたけれども、ほとんどそのまゝに今までの改正案の中にはいつておるのであります。また即位の禮を行はせられ、大嘗祭を行はせられるといふふうの規定は、これはその即位の禮に關しましては、今回制定せられます典範の中にやはり規定が設けてありまして、實質において異なるところはございませぬので、大嘗祭のことを細かに書くことが一面の理がないわけではあります。これはやはり信仰に關する點を多分に含んでおられるが故に、皇室典範の中に姿を現わすことは、或は不適當であらうと考へておるのであります。なお元號を設けます點がそこに現われておりますが、今度の制度に

ことと組み合わせ考へてみますると、一般の道理だけでは行き届きかねる部分があるのであります。そこで諸般の事情を考へまして、御婚姻の場合におきまして、さきに御指摘になりましたような皇室會議の議を経ることを定めたわけでありませぬ。

次に踐祚即位につきましての特別な章を設けなかつたのはどういふのであるかというお尋ねでありましたが、踐祚及び即位に關します規定は、現行の皇室典範には御説のごとく三箇條規定があるわけでありませぬ。そうしてこれに基づきます諸般の制度は、登極令といふ皇室令の中に定まつておるのであります。これを分解して一つ一つに考へてみますと、踐祚に關する規定、すなわち天皇御位に就かれますれば、皇嗣すなわち踐祚を遊ばされるという規定が一つでありまして、これは先にも御指摘になりましたように、文字こそ變つておりましたけれども、ほとんどそのまゝに今までの改正案の中にはいつておるのであります。また即位の禮を行はせられ、大嘗祭を行はせられるといふふうの規定は、これはその即位の禮に關しましては、今回制定せられます典範の中にやはり規定が設けてありまして、實質において異なるところはございませぬので、大嘗祭のことを細かに書くことが一面の理がないわけではあります。これはやはり信仰に關する點を多分に含んでおられるが故に、皇室典範の中に姿を現わすことは、或は不適當であらうと考へておるのであります。なお元號を設けます點がそこに現われておりますが、今度の制度に

おきましては、改正憲法の規定によりまして、天皇が御みずから元號をお定めになるという場面はないと考へております。従つて元號は、もし規定をおくとすれば、ほかの方法によるべきものと存じておりますが、明治元年の行政官の佈告というものがありまして、それによりまして元號の制は基本的に存在してゐるわけでありまして、従つて皇室典範の中の元號の規定がなくなりまして、本質においては存在してゐるが故に、今回はこれを設けなかつたわけでありまして、

次に、訴訟その他現在皇室典範の中にあります多數の規定が省かれても支障はないかという御質問と心得ましたが、御承知のごとく現在の皇室典範は、先に述べましたように、皇室の御一家の規定とみるべきものと、國の規定とみるべきものと、二組はいつておるのであります。皇室御一家の規定とみるべきものは、國の掟としてこれを定める必要はございませんで、これは除去して差支えないものでございませぬ。そのほか皇室と國民との間に關する訴訟その他の關係の規定がございませぬけれども、これは憲法改正の場合に御説明を申し上げましたように、御一人たる立場におきましては、皇室の各位は國民の一人として考へべきでありますが故に、それらに關する規定は、一般の法律の中に必要な特例を伴いつつ規定せられますれば、支障ないことと考へておるわけでありませぬ。大體お尋ねの點はこれだけであつたと考へております。

○吉田安君 御答辭によりまして大體了承することができましたために、爾餘の點は委員會に譲ることになりました。私の質疑はこれで打ち切ります。

○議長(山崎猛君) 及川規君。

〔及川規君登壇〕

○及川規君 私社会を代表いたしました、皇室典範のこの法案に對して、次ぎの四點の質問をいたすのであります。まず第一に、本法案には天皇の退位の規定が認められませんが、それは何故であるかというのであります。わが國の歴史に徴しますと、上古神武天皇より皇極天皇に至るまでの間に、天皇の崩御によつてのみ行われたのであります。しかし三十五代皇極天皇以來、讓位受禪の例がしきりに起りました。大正天皇に至る八十九代の天皇中、五十七人の天皇が讓位せられたのであります。特に四十五代聖武天皇以後は、讓位はむしろ本體となり、爾後大正天皇に至る七十九代の天皇中、讓位せられた御方は實に五十三人の多きに及びまして、聖武天皇以後の天皇の六割七分、すなわち七割近くの御方が讓位せられておるのであります。崩御によつて起る即位は、むしろ例外と稱すべき状態であつたのであります。しかるに現皇室典範制定に當りまして、從來のこの恒例を破り、讓位の制を廢し、上古の制に復せられたのは何故であるかと推察いたしますと、史實に徴して明らかなるように、讓位の原因に種々好ましからざるものが多々あつたからであらうと思つております。由來讓位に際しましては、多くは詔を

もつてその理由を示されておるのであります。この詔によりまして、老齡または疾病により政務の總權に堪はずとせられておるもの、天災地震または疫病その他の災異により、不徳のいたす所なりとして責任をとつておられるもの、確たる理由を示したまわらずして、單に舊儀に堪はずとされておられるもの、次ぎに女帝にして既に皇嗣の長じたまえるによりとされておるものなどでありませぬ。しかしながらこれらは、多くは詔勅の表面に現われなかつた理由に過ぎませぬ。當時の事情によつて、眞實の原因であると思われざるものを推度するならば、およそ次ぎのごときものであつたと思つております。一つには院中において政事をきかんとする思召によるもの、次ぎには權臣の横暴を憤りたまえるによるもの、次ぎには討幕のことを擧げんとせんがためにせられたもの、次ぎには出家遁世のためにせられたもの、稀に異常の災變のためになされたものなどでありませぬ。また以上のごとき自發的觀慮によらずして、他からの強要によるものと認められる例も見受けられるのであります。權臣の強要によるものと認められるものといつたしましては、藤原道長の三條天皇を強要して、後一條天皇に御位を讓らしめられたごとき、平清盛が高倉天皇を強要して、安徳天皇を立てられたごとき、北條氏が陸奥の身をもつて、後宇多天皇に讓位にわたつて皇位繼承に容れられ、讓位を奏請したごときであります。また上皇または母后の意思に基づくものとみなされるものといつたしましては、崇徳天皇が御父鳥羽法皇の院旨によつて讓位せられたるがごと

き、土御門天皇が後鳥羽上皇の内訌によりまして、また六條天皇が御祖父後白河天皇の御位に基づきまして、朱雀天皇が母后の内意によつて讓位せられたごときもありません。更にきわめて異例といつたしましては、全く聖慮に基づかず、天皇に重大なる事故あり、または異常の變に際し、臣僚の讒をもつて退位のことを決し、讓位の御儀の行われなかつた例もあるものであります。陽成天皇、花山天皇、仲恭天皇の御退位のごときはこれに屬するのであります。たゞ唯一の讓位の例といつたしましては、孝謙天皇が淳仁天皇を讓せられた例がただ一つあるのであります。以上擧げましたごとく、讓位の原因、事情等に種々好ましからぬものが存在することは否定できぬ事實であります。が、しからばこれらの弊害は、今後のわが新しき天皇制においても生ずるの危険があるかどうかを懸念いたします。時、今後の日本の天皇制の下においては、かかる危険は絶対に發生するの餘地なきものと信ずるものであります。以上弊害は主として封建的天皇制の下に生じたものであるものであります。

以上は消極的に天皇退位の不當ならざるを論證したのであります。が、私は積極的に天皇の絶對的自由なる御意思に基づく御退位は、これを實行せられ得る規定を設けることが、人間天皇の眞の姿を具現する所以であると確信するものであります。(拍手) 過ぐる元且の詔におきまして、今上陛下は、敢然として永き傳統の桎梏たる神祕の衣を脱ぎ捨てられ、世界に向つて人間天皇を宣言遊ばされたのであります。諸國民に喚び起したる好感、國民全般に

興えたる深き感銘、今なお記憶に新たなるものがあります。人間天皇こそは、新憲法下における天皇制の眞にあらべき姿であります。しからば人間の人間たる資格、すなわち人格の本質はいづこに求むべきでありませうか。カントの言葉をまつてもなく、意思の自由こそは人格の本質であり、人間の人間たる所以を表示するものであります。新憲法はその第十三條、第十九條において、國民の基本的權利として、思想の自由、良心の自由を力強く保障してあります。意思の自由は天皇においてより強く認められ、保障せられねばならぬと思つております。國民の總意をもつてしても、天皇を再び運命の絆に繋ぎ、運命の子たらしめることは、人間天皇の本質に反することと思つております。

象徴たるの故をもつて、人間の本質たる意思の自由を否定するがごときは、不當のきわみであり、意思の自由の否定は、人間の否定であり、人間の否定は、やがて人間天皇の否定であるのであります。時に外部勢力の影響を恐れるというならば、その防止に萬全を期すべき方策を講ずることは、もとより當然のことでありませぬが、これがために天皇の自由なる御意思までも抑制せんとするがごときは、ひとり天皇に對して忠なる所以でないばかりでなく、國家の象徴としての尊嚴を維持する所以でもないと思つております。絶對自由の御意思をもつて、積極的に眞に國民の象徴たらんとすの熱心をもつて臨まれる天皇の御姿こそは、眞に國民の憧れの的となり、心の繫りの中心

と、國の規定とみるべきものと、二組はいつておるのであります。皇室御一家の規定とみるべきものは、國の掟としてこれを定める必要はございませんで、これは除去して差支えないものでございませぬ。そのほか皇室と國民との間に關する訴訟その他の關係の規定がございませぬけれども、これは憲法改正の場合に御説明を申し上げましたように、御一人たる立場におきましては、皇室の各位は國民の一人として考へべきでありますが故に、それらに關する規定は、一般の法律の中に必要な特例を伴いつつ規定せられますれば、支障ないことと考へておるわけでありませぬ。大體お尋ねの點はこれだけであつたと考へております。

○吉田安君 御答辭によりまして大體了承することができましたために、爾餘の點は委員會に譲ることになりました。私の質疑はこれで打ち切ります。

○議長(山崎猛君) 及川規君。

〔及川規君登壇〕

○及川規君 私社会を代表いたしました、皇室典範のこの法案に對して、次ぎの四點の質問をいたすのであります。まず第一に、本法案には天皇の退位の規定が認められませんが、それは何故であるかというのであります。わが國の歴史に徴しますと、上古神武天皇より皇極天皇に至るまでの間に、天皇の崩御によつてのみ行われたのであります。しかし三十五代皇極天皇以來、讓位受禪の例がしきりに起りました。大正天皇に至る八十九代の天皇中、五十七人の天皇が讓位せられたのであります。特に四十五代聖武天皇以後は、讓位はむしろ本體となり、爾後大正天皇に至る七十九代の天皇中、讓位せられた御方は實に五十三人の多きに及びまして、聖武天皇以後の天皇の六割七分、すなわち七割近くの御方が讓位せられておるのであります。崩御によつて起る即位は、むしろ例外と稱すべき状態であつたのであります。しかるに現皇室典範制定に當りまして、從來のこの恒例を破り、讓位の制を廢し、上古の制に復せられたのは何故であるかと推察いたしますと、史實に徴して明らかなるように、讓位の原因に種々好ましからざるものが多々あつたからであらうと思つております。由來讓位に際しましては、多くは詔を

もつてその理由を示されておるのであります。この詔によりまして、老齡または疾病により政務の總權に堪はずとせられておるもの、天災地震または疫病その他の災異により、不徳のいたす所なりとして責任をとつておられるもの、確たる理由を示したまわらずして、單に舊儀に堪はずとされておられるもの、次ぎに女帝にして既に皇嗣の長じたまえるによりとされておるものなどでありませぬ。しかしながらこれらは、多くは詔勅の表面に現われなかつた理由に過ぎませぬ。當時の事情によつて、眞實の原因であると思われざるものを推度するならば、およそ次ぎのごときものであつたと思つております。一つには院中において政事をきかんとする思召によるもの、次ぎには權臣の横暴を憤りたまえるによるもの、次ぎには討幕のことを擧げんとせんがためにせられたもの、次ぎには出家遁世のためにせられたもの、稀に異常の災變のためになされたものなどでありませぬ。また以上のごとき自發的觀慮によらずして、他からの強要によるものと認められる例も見受けられるのであります。權臣の強要によるものと認められるものといつたしましては、藤原道長の三條天皇を強要して、後一條天皇に御位を讓らしめられたごとき、平清盛が高倉天皇を強要して、安徳天皇を立てられたごとき、北條氏が陸奥の身をもつて、後宇多天皇に讓位にわたつて皇位繼承に容れられ、讓位を奏請したごときであります。また上皇または母后の意思に基づくものとみなされるものといつたしましては、崇徳天皇が御父鳥羽法皇の院旨によつて讓位せられたるがごと

き、土御門天皇が後鳥羽上皇の内訌によりまして、また六條天皇が御祖父後白河天皇の御位に基づきまして、朱雀天皇が母后の内意によつて讓位せられたごときもありません。更にきわめて異例といつたしましては、全く聖慮に基づかず、天皇に重大なる事故あり、または異常の變に際し、臣僚の讒をもつて退位のことを決し、讓位の御儀の行われなかつた例もあるものであります。陽成天皇、花山天皇、仲恭天皇の御退位のごときはこれに屬するのであります。たゞ唯一の讓位の例といつたしましては、孝謙天皇が淳仁天皇を讓せられた例がただ一つあるのであります。以上擧げましたごとく、讓位の原因、事情等に種々好ましからぬものが存在することは否定できぬ事實であります。が、しからばこれらの弊害は、今後のわが新しき天皇制においても生ずるの危険があるかどうかを懸念いたします。時、今後の日本の天皇制の下においては、かかる危険は絶対に發生するの餘地なきものと信ずるものであります。以上弊害は主として封建的天皇制の下に生じたものであるものであります。

以上は消極的に天皇退位の不當ならざるを論證したのであります。が、私は積極的に天皇の絶對的自由なる御意思に基づく御退位は、これを實行せられ得る規定を設けることが、人間天皇の眞の姿を具現する所以であると確信するものであります。(拍手) 過ぐる元且の詔におきまして、今上陛下は、敢然として永き傳統の桎梏たる神祕の衣を脱ぎ捨てられ、世界に向つて人間天皇を宣言遊ばされたのであります。諸國民に喚び起したる好感、國民全般に

とならるるに、ふざわしいものと思ふのであります。

時に國民の確信という言葉をいまして、皇位のあり方の論議とする試論を見受けるのであります。が、かかる時、この國民の確信という言葉の含意する所の意味を深く検討するの要があると思ふのであります。現在の國民の確信を知らんがためには、爲政者はすべからず主眼をむなしうし、あらゆる努力、あらゆる手段を講じて、國民の總意の那邊にあるかを探らねばなりません。と同時に、國民の總意そのものは、時勢の進展につれてより行くことを忘れてはならない。特に現今のごとき、事態の急激な急激なる時に於いて、しかりと思ふのであります。ひとり其態の變動の急激なるのみならず、國民の總意も、日に一發揚されつゝある所の合理的精神、批判的精神の故に合理化されて行くものなることを、牢記せねばならないのであります。國民の確信を、あたかも不變不動の固定觀念、乃至信念のごとく思惟いたしまして、たゞ漫然としてこの語を用いて、舊態を維持せんとする所の態度は、鋭く批判せられ、是正されなければならぬと思ふのであります。

次に第二點といたしまして、前質問者も質問いたしましたが、別なる觀點より、私も女帝を認めざるの理由をお尋ねいたしたいと思ふのであります。提出の法案によりますれば「皇位は、皇統に屬する男系の男子が、これを繼承する」とあつて、女子は省かれておるのであります。男尊女卑の思想は、從來わが國において長年にわたつて培われ、國民の思想を支配し、今なお牢固として抜くべからざる根強さを

有して居る學風であります。しかしながら改正憲法は、ほとんど革命的態度をもつてこの陋習を破り、その第十四條の原則を樹立したのであります。今般皇位の繼承より女子を除外したのは、男尊女卑の思想に由来したものでないと言ふかも知れません。しかしながら他に國民を首肯せしむるに足る確乎たる理由のない限り、女子除外の措置は、男尊女卑の弊風の拂拭の妨げとなり、否、この思想肯定の根柢とさえなる恐れがあると言はなければなりません。

他に重大なる支障の存せざる限り、男女平等の原則は、國の象徴たる皇位の繼承においても尊重されねばならぬと信するものであります。(拍手)皇室は、新憲法において天皇が象徴となられたことにより、一層國民の儀表たるの地位を高めたものであります。従つて皇位を高めたるの點において範を國民に垂れさせられ、眞に國民憧れの中心とならざるべきものと思ふのであります。憲法に折角樹立せられた男女平等同權の原則が、まず皇室典範において破られておるといふことは、遺憾のきわみであります。(拍手)もとより象徴たる御地位に鑑みて、無條件に民法の原則が採用されるべきであるとは考えておりません。象徴であり、また諸種の儀禮を掌られる關係から、皇位は得ざる限り男子が繼承することと望ましいこととであり、しかしながら親等のきわめて遠い皇族男子が、繼承の順位に當る如き場合において、もし前天皇に内親王があらせられるならば、この親等の最も近い嫡出の内親王が、まず皇位に即

されることは、自然の感情にも合致し、正當のこととされるのであります。象徴たる地位が、男子特有の能力を要するならばまた格別、天皇の行爲はすべて内閣の助言と承認によるのであつて、概して儀禮的、形式的行爲であるが故に、女帝において著しく困難もしくは不可能といふことは、あり得ないのであります。攝政となられることは、現に本案も豫定しておるのであり、攝政となり得る以上、皇位に即かれぬといふことは、さう思はないと思ふのであります。これを西國の事例に見ても、女帝が立派にその任務をはたして居るものも少なくなく、またわが國に於ても、異例ではありまゝるが、重祚を除き、八人の女帝の即位せられた歴史を有しておるのであります。現行皇室典範制定に當り、皇位繼承より女子を除外した理由として擧げられる所を見ると、只今金森國務相の御答辯のごとく、一時の權宜にして常憲にあらざると言い、或は祖宗の遺したる意思に遺意を紹述したるに過ぎずと言つておるのであります。一時の權宜とはいへ、女帝を認めることの必要、または妥當の場合のあることを歴史が證明する以上、これをその時々便宜手段に委ねずして、かゝる場合を豫想して、豫め一定の順序手段をふんでこれを實現するよう法制化することを、至當と信するものであります。或は女帝は、配偶者ある場合、その配偶者が困難なる立場に立たれることを願念する人々もあるやうでありますが、平民の女子が皇族となることを豫想する以上、女帝の配偶者が特殊の地位に立たれることは、やむを得ない事情であら

うと思ひます。何よりも大切なことは、われわれは實際にかゝる場合の生ぜざらんことを念願するものでありますけれども、天皇の嫡出の女たる内親王も、皇位繼承の順位の中に豫定せらるゝことは、三千八百萬の女子國民に與える道義的影響、否、全國民に與える男女同權に對する道義的の信心の強化は、はかり知るべからざるものがあると思ふのであります。(拍手)百言は一行にしかず、皇室典範にこの規定を取入れることによつて、男女平等の原則は、公法、私法のあらゆる面に徹底し、新憲法の眞精神をます／＼發揚する所以であると思ふのであります。

先ほど金森國務相は、女帝を認めることとは一應行詰まりになるといふやうなお話でありましたが、男系を認める以上、男系の女子を認めれば、そこで皇位は行詰まりでありますけれども、認めなくとも行詰まりでありますして、傍系に行くのであります。それはなんらの立論の根柢とならぬものと思ふのであります。

次に第三といたしましては、皇位繼承の變更、ならびに攝政を置く時、またはこれを廢する時、これは法案によりますれば、皇室會議に付することになつておりますが、さらにこれを國會の議に付することが至當でないかというのであります。この皇位繼承順位の變更、或は攝政を置く場合、これを廢する場合の皇室會議の審議は、その可否を決定するのではなくして、それが發生の原因たる事實の認否を確定するものであるといふ説であります。この事實の認定そのものも、その適不適が國務に重大なる影響を及ぼす

べきものであると思ふのであります。て、かるが故にこれは國會の議に付すべきものであると思ふのであります。さらに天皇の象徴たる地位は、國民の總意に基づくことは、憲法の趣意より明らかでありまして、この象徴の地位を充たすべき人間の變動は、國民總意の表明たる國會の意思にかゝらしめることが至當であると思ふのであります。さらにこれを國會の議に付することによりまして、國民と天皇もしくは攝政との關係を密にし、國民の皇室に對する關心を昂揚し、皇室に對する國民の親しみを増さしむるに、あずかつて力あるものであると思ふのであります。

次に第四は、皇室會議の議長に衆議院議長を充つべきではないかという質問であります。理由といたしましては、議長職務は、勿論議事を整理し、議事の圓滑なる進行をはかるにありまして見ますならば、議長職務の仕方は、議事の議決の方向に相當の影響のあることも事實であります。かくして議長職務は、單なる議事の運営という以上に、重大なる意味を持つて來るのであります。かかる意味におきまして、國家の最高機關たる國會の長といふものがあるべきで、國會の代表者ともみなすべき衆議院の議長をこれに充てて至當であると思ふのであります。かくしてこの國會が、眞に國家の最高機關たるの實を擧げることのできるのであると思ふのであります。内閣總理大臣をもつてこれに充てたことは、事務の圓滑なる運行をはかるためである、事務運用の便

に於ても、異例ではありまゝるが、重祚を除き、八人の女帝の即位せられた歴史を有しておるのであります。現行皇室典範制定に當り、皇位繼承より女子を除外した理由として擧げられる所を見ると、只今金森國務相の御答辯のごとく、一時の權宜にして常憲にあらざると言い、或は祖宗の遺したる意思に遺意を紹述したるに過ぎずと言つておるのであります。一時の權宜とはいへ、女帝を認めることの必要、または妥當の場合のあることを歴史が證明する以上、これをその時々便宜手段に委ねずして、かゝる場合を豫想して、豫め一定の順序手段をふんでこれを實現するよう法制化することを、至當と信するものであります。或は女帝は、配偶者ある場合、その配偶者が困難なる立場に立たれることを願念する人々もあるやうでありますが、平民の女子が皇族となることを豫想する以上、女帝の配偶者が特殊の地位に立たれることは、やむを得ない事情であら

宜上であるとするならば、かゝることを犠牲にいたしましたとしても、なお國會の尊嚴を維持するために、衆議院議長をこれに充てるのが至當ではないかと思ふのであります。

以上四點につきまして、内閣總理大臣並びに金澤國務相の御答辯をお願いいたします。(拍手)

〔國務大臣金澤徳次郎君登壇〕
○國務大臣(金澤徳次郎君) 及川君の御質疑に對してお答えをいたします。

第一に天皇御退位の規定のないことについて、いろいろとお教えをいたさされました。御論議がことごとく熱情に基礎をもつておるといふことは、十分拜聴いたしました。私ども大いに心の上に影響する所があつたわけでありませう。かような問題につきましては、いろいろの考え方が成立し得ると思ひますが、私どもの今まで考えておりました立場は、天皇は國の象徴であるといふことは、憲法の認めておる所でありませうし、その根本におきまして、われわれ日本國民は、天皇を精神的結合の中心として、確乎たる何千年の信念をもつておるといふことを申しました。従つて甚だ行き過ぎる言葉であるかも知れませぬけれども、天皇の御在位につきまして、國民はその萬世一系の系統の或る時期をおおたしになるということに、絶對の心のつながりをもつておるわけでありませう。従つて天皇御一人のお考えによりまして、その御位をお動きになるという事は、恐らくはこの國民の信念と結びつけまして、調和せざる點があるのではないかと、かような所に重點をおいたわけでありませう。人間天皇としての御立場を考へますと、御讓位

の途があることが、一面において理由なしとはいはしませんけれども、この國民信念の歸着する所を基本として考へますと、たとへば御讓位といふこと、過去にありましたような諸種の弊害は毫末もないとはいはせませんでした。天皇に私なし、すべてが公事であるといふ所に重點をおきまして、御讓位の規定は、すなわち御退位の規定は、今の典範においてこれを豫期しなかつた次第でございます。

第二に、女性の天皇を認めざることについての御質疑でありましたが、これはだいたいは先ほど申し上げました所と同じこととなるわけでありませう。天皇が女性であることをこの典範が認めなかつたことは、配偶者がおありになるのか、或は御權能の關係とか、そういうような著想から來ておるわけではございません。だいたい日本の基本の考え方が、男系によるということにつきまして、過去において例外がなかつたのであります。男系によるということが何故に正しきや否やといふことの論議は、相當にむずかしいことであると存じますし、今後とも深き研究を要するものと思ひますが、現在においては、男系といふことを、動かすべからざる一つの日本の皇位繼承の原理として考えておられます。その原理を重んじて行きますと、どうしても先にちよつと仰せになりましたけれども、男系の御子孫といふ所を遂つて行きてまゝして、結局女性の天皇を考へますと、その後において系、の行き途がない、皇位繼承の範圍がそこにおいて盡くるといふことになりませう。しかもそれを他のどういふ順位の男性の方と

比べて優劣をつけるかといふより問題になりますと、かなり困難なる問題が起るのであります。この點は今後なお十分の研究を重ねて、さうして誤りなき、的確な結論を得る方がよいと思ふのでありませう。今日なおその時期が至つていないわけでございます。

第三に、皇室會議の結果を國會の議に付するようにならばどうかといふお尋ねでありました。これも確かに一面の考え方であると存じております。しかしながら皇室會議に上りませう所の多くの問題のうちには、一般の公の論議に現わすことが自然好ましからざるものも多からうと存するわけでありませう。そこで皇室會議のうちに、衆議院議長、副議長及び參議院議長、副議長といふような方を含めて、その十人のうちに四人の國會の首腦者を含めることによつて皇室會議を開くことにして、婉曲ではありますが、國民の心、かかの上には十分

に表われる、かういふことを著想いたしましたわけでありませうから、それ以上に及ぶことは、原案では考えていなかった次第であります。

次に、皇室會議の議長を、議院議長にすることがいふのではないかと存じます。確かに一つの御議論と考えております。しかし原案の著者といはしましては、この皇室會議に上りませうことは、必ずしも立法に關することばかりではありませぬので、法廷解釋といふやうな問題に強い關係がありませう所は、最高裁判所の長官も出て來なければならぬ。國民の益の實現を其れとしてという場面におきまして

は、國會のいわば代表者たる四人の方が、強く立場をおもちになる。そうしてまた皇室の内部の事情によくお考へをおめぐらしを願うといふ立場におきましては、皇族の方が議員におなりになるといふやうなわけで、かなりその範圍が総合的な廣い部面を占めておりますが故に、その議長といたしましては、総合的な立場として、内閣總理大臣が當るのが一つの理由をもつものと言へるのではなからうか。殊に内閣總理大臣は、今後の組織におきましては、國會に密接に基礎をもつておるものであります。かゝるやうな行き方は自然妥當なことと言ひ得るのではなからうか、かゝるやうに考へたわけでありませう。(拍手)

○議長(山崎猛君) 及川君、御質疑が存じますか。

○及川規君 第一の點におきまして、御答辯がやゝ明瞭を缺いて理解に苦しむものであります。いづれ委員會におきましてさうに質問をいたすことにいたしましたので、本日はこれで打切りませう。

○議長(山崎猛君) 酒井俊雄君

〔酒井俊雄君登壇〕
○酒井俊雄君 私は協同民主黨を代表いたしましたので、この典範案につき、いさゝか政府に御質問を試みたいのでございませう。だいたい前のお二人の御質問のうちにも含まれておりますことは、省略をいたしましたので、重複をしないよう

に御質問を申し上げます。實は女帝に關することにつきましては、御質問をしたいと思いますと思つておりましたが、お二人の質問がございましたので省略をいたします。

皇位繼承の順序は、この典範に明らかに定められておりますが、たゞこの典範のみでは、皇位繼承の際、或る特殊なる一節の下には、その皇嗣が不明であるといふやうな事情を生ずる恐れがある場合があると信じております。第一番にお尋ねいたしたいのは、天皇崩御の際、ほかに皇子がなくて、胎中皇子がおわする場合、かゝる胎中の皇子に對して、御繼承の地位を認めることは考へられないかどうかという問題であります。民法九百六十八條には、胎兒の相續權が認められておりますが、勿論民法上の相續と皇位繼承とは、絶對に本質を異にするものであります。しかし、皇室の皇胤をもつて、しかも直系の皇胤をもつて、皇位繼承の原則といたしましては、皇位繼承に關する日本古來からの大原則でありますので、かゝる原則から申しますれば、遙かに遠い傍系の王へ繼承されるよりも、胎中皇子がおわします時には、こゝへ繼承されることのできるならば、これが原則に基づくものだとわれわれは信ずるものであります。この胎中皇子に對する取扱いは、いかなる考へでおられるかどうかといふことをお伺ひしたいと思ふのであります。

次に皇位繼承に關する儀式の點につきまして、現行典範の規定を省きましたことは、最初の質問者からの御質問もありました通りであります。しかしこの皇位繼承の儀式は、國法の根本なるものであると考へるのであります。國法上の規定として、さうどこかになければならぬものであると考へますので、たとへば踐に關する規

則にいたしましたとしても、大嘗祭に關する規則にいたしましたとしても、典範からは省いたが、ほかこれを國法として規定をされるかどうかということをお伺いしたいのであります。

なほ三種の神器は、これは踐祚の要件であるとして、私も國民はかく信じて參つたものであります。三種の神器存する所、正當なる皇統の存する所だと信じて參つたものでありますから、この三種の神器を事實上授受するが、法律上これを取扱わないということになりまして、これは國法の問題でなく、事實の問題となりまして、この重要な國家規則の規定される所がなくなることに、私も信ずるのではありませんから、この三種の神器に對しては、いかなる法律にかなる規定をする御豫定であるかということをお伺いしたいのであります。なお大嘗祭は京都で行われておつたのでありまするが、かゝる行爲は、やはり法律上の行爲としてこれをされるかどうかといういふことをお伺ひしたいのであります。

次に、元號の規定が現行典範から省かれ、新しい典範にはこれが上つておりませんが、元號は、かつては樞密顧問の諮詢を経られまして、天皇陛下が御勅裁をなされたのでありまするが、元號そのものの本質は、皇室の元號ではなくて、國家の元號、國民の元號であると信ずるのでありまするから、元號を定めることは、國法の範圍内であると思つてあります。しからば典範からこの元號の御目には取り去つたが、いかなる法律、いかなる規則

にこれを定められるか、明治維新のあの定めの中に、將來も永久によつて行くのかどうかということをお尋ねしたいのであります。そして元號が國家の元號であり、國民の元號である限りは、本質上どうしても國會の議を経て定めるというものが本體であるから、私も考へるのでありまするから、明治初年のあの法令だけでは、本質を盡くさない、要を盡くさないものと思へるものであります。

次に、お伺ひしたいのは、皇族の御身位につきまして、親王及び内親王を四世まで現行典範では認めておりましたのを、二世に限りまして、民主主義の原則を貫く立場から私もこれに賛成をいたしたものであります。一方それ以下は王、女王となられるのでありまするが、この王、女王は實際な子孫に傳へられるのでありまするが、かゝる時は非常に皇族の数が殖える場合が豫想されるのでありまする。日本の過去の歴史上から見まして、非常に皇族の数が殖えまして、皇族亂れ、中には皇族の尊貴を亂すというやうなことも生じて、困つた場合があつた歴史上の事實がございます。かゝることを予想いたしまするとともに、なお民主主義の大原則を貫く建前から、五世以下は皇族の限りにあらず、五世をもつて限りをつけたらどうかと私どもは考へるのでありまするが、政府におかれて、かゝる考へはお持ちにならないかどうかということをお伺ひする次第であります。

次に、お伺ひしたいのは、皇族の特權についてでありまするが、勿論皇族の御身位に直接密著してありまする御特權なるものは、當然な特權であるとして、これをとやかく申し上げるのではないのでありまするが、皇族の御地位と密接なり、離るべからざるものなりと考へられない所の種々なる特權が、現在皇族には與えられておるものであります。たとえ民事上の關係につきましても、皇族相互の關係にたしきましても、國民一般法がこへ適用されなくて、皇族によつて規律されておるのであります。

これは、さういふしかりとして、皇族と臣民との間における權利義務の規定に關しまして、原則として、一般國法が適用されないことになつておるのでありまするが、民主主義の建前上、普通一般の權利義務は、やはり皇族といへども、國民一般の法則に従うのが原則でなければならぬのじやないかと私どもは考へるものであります。今のところ、皇族に適用されるとしておる一般司法關係におきましては、皇族法自體におきまして、この一般法律は皇族に適用があると定めた場合、或は一般法律におきまして、この法律は皇族も適用を受けなければならぬと定めた場合のみが皇族に適用されるといふ原則になつております。具體的に申しますれば、今のところ皇族が適用を受けまする一般法は、勳章、記章に關する法律、財産權に關する民法の第一編乃至第三編、商法及び附屬法令の規定、公益のためにする財産の收用徵發または制限に關する法令、地租、地租附加、分段別關する法令、このよ

うなものも主なるものであります。これ以外の一般法というものは、ほと

んど皇室には適用されない特例になつておるのでありまするが、かゝる特例をそのまゝ認めに行く趣旨かどうか。民主主義の大原則の立場からいたしまして、大いに改革さるべき問題だと私どもは考へるものであります。

次に、皇族の榮典に關する特例につきましても、御地位に直接御關係のある御稱號とかいう御榮典、これはもとより動かすべきものじやないものでありまするけれども、皇族を一般國民から、さしたる理由もないのに特別扱いをいたしまして、彼等の特例を設けるとか、或は刑法に皇族に對する不敬罪の規則を設けて、皇族に危害を加え又は加えんとしたる者は、一般の者に對するよりも重刑をもつて臨むというやうな特例も設けられておるものと、皇族に對しては職員を附けまして、特殊扱いにするという例も作られておるものと、その他種々なる榮譽特權が定められておるものと、かゝる榮譽特權を將來いかに取扱われる御意思か、これを承りたいのであります。

なお司法上の特權、これにつきましても種々なる特例が認められております。非訟事件は一般に皇族には適用されないのであります。民事訴訟につきましても、先ほど申しましたやうに、皇族相互の民事訴訟は、全く一般裁判所の管轄外である。皇族と一般國民との間における權利義務關係の訴訟は、特別なる裁判管轄がございます。これは一般の管轄とは取扱いが違つておるのであります。刑事訴訟におきましても特例がございまして、禁錮以上の刑については、大審院が管轄

を有することになつており、皇族は、勅許を得るにあらざれば裁判所は召喚することができないという特例が定められております。これらの種々なる特例につきまして、民主主義の大原則の立場から、將來これがいかに變更され、いかに取扱われるべきかということをお尋ねしたいと思つてあります。

次に、皇室の特權を民主的に取り除くとともに、今まで存しました皇室のいろ／＼な制限を取り除く必要があると思へるものであります。たとえ皇族に對して居住を制限いたしまして、原則として必ず東京都内に住まなければならぬという規則が設けられておるし、また商業を営むことはならぬ、營利法人の社員となることはならぬ、任官によるほか報酬を受け

る職務に就くことはできない、公共團體の吏員または議員となることはできないというやうな、種々なる制限がございまして、人間皇族といつたしまして、民主主義の建前から、皇族も將來は御自活の道をお選びになるやうな立場に立ち至られることも種々あるかと思ひます。かゝるが故に、かゝる制限を設けておくことは、非常に民主主義の原則に反する、根本の問題だと思つてあります。

最後に、皇室會議は新しく定められた制度でありまするが、重要な國法の根本的な事務をも、皇室會議の權限によつて定めることになつておりまするが、この典範案のうち、重要な皇室會議の權限、具體的に申しまするならば、三條の皇位繼承の順序の變更、十六條の二項の攝政を置く必要ありや否や、十八條の攝政を置く必要

ありや否や、十八條の攝政を置く必要

います。わが黨の早川代議士が、首相の演説に対する質疑の問題として、幾頭女子天皇即位のことを申したのであります。本日は進歩黨、社会黨、協同黨の方々から、すべて女子天皇即位ということについてお説があつたのであります。この點につきまして金澤國務相の御答へもあつて、その御答へは或る程度了承いたしましたのであります。この問題は既に各黨で相當重大問題として御發言になつたことであり、私もまた非常にこれは將來重大な問題であると考へますが故に、多少變りました點から、重複いたしまする點を除きまして、一應所見を述べさせていただきます。それにつきまして重ねて御研究を願ひ、御所見を伺いたいと思つてあります。

まず新典範案には、庶子が認められないのであります。これは今日の皇室の御感情もそうでありまして、また民主主義憲法の本質に照らして考へました時に、まことにしかるべきことと私どもは大いに賛意を表する次第であります。しかしながら、前に進歩黨の方からお話がありましたように、これは事すこぶ重大であると私は考へるのであります。詰まり皇統を萬世に傳へるといふ根本原則に微動だもあらしめないといふことのために庶子を認めないといふことは、これまでもきわめて重大な場合があつたことを私は考へ合はせるのであります。勿論將來にもまたこういふことがあるのではなからうか、こゝに詳しく事例は述べませんが、もし必要がございますれば、委員會で申し上げたいと思つてあります。さらにこのたびの新典範案は、第十一

條以下に、皇族の範圍を限定すべき條件をつくられておることに私は考へております。このことも民主主義的精神に照らしまして、當然の歸結かと考へるのであります。こゝにも、またわれわれは深く考慮をめぐらさなければならぬ問題があると思つてあります。今日わが國に澎湃たる民主思想は、申すまでもなく國民が封建的君主制に對して戦いつたものではないのであります。敗戦の結果、ポツダム宣言受諾に伴う當然の歸結として、これを受入れつゝあるのであります。そしてこのことは、國民とともに天皇及び皇族におかせられても同様であると思つてあります。否、むしろ實情を一步進めて申しますならば、およそ民主主義の受入れということにおきまして、最も眞剣であらせられるのが天皇であろうと思つてあります。天皇及び皇族がむしろ率先なまつておるのであつて、國民一般はこれに追随しておるといつた有様であると私は考へるのであります。はたしてしかりといたしますれば、日本の民主化は天皇に始まり、下國民に及ぶものであると思つてあります。このことは、わが歴朝が常に道の根源であらせられ、文化の源泉、指導者であらせられることと一致して、おつて思つてあります。かつてマツカサ元帥を御訪問になりました時に、天皇はひそかに、英國皇帝のような立場でありたいといふことをお漏らしになつたといふことを承つておりますが、そのころこれを新聞紙上で拜しました國民の中には、一體天皇ははたして英國憲法を御存じであるるか、英國皇帝がはたしていか

なる御地位にあられるかといふことを御存じであるるかといふたようなことを申して、あたかも天皇御自身が御行過ぎであるかのごとく心配する向きもあつたのであります。斯うして憲法草案がなりますや、最も進歩せる主權在國民の憲法が實現いたしました。天皇の御希望は私ははる達成せられると思つてあります。また第九十議案に賜りました勅語は、憲法草案をそのまゝ、口語體をおとりになりました。これは私はけだし空前のことであると思つてあります。續いて今議會には、さきに文部省が發表いたしました新かなづかいを率先御採用になつたのであります。それを契機としまして、議會の奉答文はもとより、今までまだ採用しておりませんでした新聞なども、はつきりと態度をきめて参りました。恐らく今後は、教科書も雜誌も一般圖書も、次第にこれに従つて行かなければならなくなるのではなからうか。私は、今上陛下が國語問題について御關心の深かつたことは、既に十數年の昔にそうであつたといふことを承つておるのであります。世の中は一變いたしました。恐らく天皇も皇族も、國民以上に民主主義を率先御實行になるに相違ないと私は思ひます。そつしてこの境地にお立ちになります時に、聰明な皇族といふ皇族は、第十一條以下の規定に従つて、臣籍に御降下になる御希望が或は多いのではなからうか。これまで輝やかしい榮耀にあられたればこそ、國民の前に皇族らしさといふものも保たれたのであります。が、それでもなお早くから目覺められた皇族もあつたように私は聞いており

ます。今日以後、皇族たるが故に人間的文化の推進に寄つて、將來の御世に文化の推進に寄つて、將來の御世に努力なさることと思つてあります。が、そつといふことをなさればなさるほど、恐らく皇族の御位置から退きになりたつたといふような御希望が現われて来るものと私は信するものであります。そこで考へますことは、庶子は認めない、また第十一條以下によつて皇族の身を離れる方が多くなる、こゝういふことになりまして、これが民主主義當然の歸結であるにいたしまして、他面これがために起り得る皇統の萬一といふことに際しまして、その御安泰を期すべき積極的方途を講ずる遠謀深慮が大事だと私は信するのであります。こゝういふ點からいたしまして、わが皇統を一方民主主義の點に照らして皇族の方々の範圍が縮小されることにも、一方には、しかし皇統を安んずらしめるという立場から、あらかじめこれに對して十分の考慮をめぐらす必要がある、こゝういふ點から考へました時に、私は女子の天皇の御即位を一旦認め、おくといふことが、將來の皇統の安泰を期する上に、きわめて大切なことではなからうかと思つてあります。この點お考へを承りたいと思ふのであります。これが一つの觀點であります。

次に第二の觀點をいたしまして、皇室の御内親といふものを、今日の民主主義の立場から再檢討してみることがあると思つてあります。少くとも男系の子の方が天皇に即位されたことは、これは歴史の上にあることは、既にしばしばこゝで意見の出たことであ

ります。今日以後、皇族たるが故に人間的文化の推進に寄つて、將來の御世に努力なさることと思つてあります。が、そつといふことをなさればなさるほど、恐らく皇族の御位置から退きになりたつたといふような御希望が現われて来るものと私は信するものであります。そこで考へますことは、庶子は認めない、また第十一條以下によつて皇族の身を離れる方が多くなる、こゝういふことになりまして、これが民主主義當然の歸結であるにいたしまして、他面これがために起り得る皇統の萬一といふことに際しまして、その御安泰を期すべき積極的方途を講ずる遠謀深慮が大事だと私は信するのであります。こゝういふ點からいたしまして、わが皇統を一方民主主義の點に照らして皇族の方々の範圍が縮小されることにも、一方には、しかし皇統を安んずらしめるという立場から、あらかじめこれに對して十分の考慮をめぐらす必要がある、こゝういふ點から考へました時に、私は女子の天皇の御即位を一旦認め、おくといふことが、將來の皇統の安泰を期する上に、きわめて大切なことではなからうかと思つてあります。この點お考へを承りたいと思ふのであります。これが一つの觀點であります。

次に第二の觀點をいたしまして、皇室の御内親といふものを、今日の民主主義の立場から再檢討してみることがあると思つてあります。少くとも男系の子の方が天皇に即位されたことは、これは歴史の上にあることは、既にしばしばこゝで意見の出たことであ

りますが、もとより金澤國務相の御答へのごとく、これらの女子天皇は、現在の典範の精神に照らして考へますと、攝政としてお立ちになる場合に、天皇として即位されたといふこともあるものであります。けれども、しかしただそれだけで解釋のできない場合が私はあると思つてあります。このことでは事實でありまして、特に推古天皇のごときは、別に攝政をお立てになつて、そして御在位三十八年という長きに及んでおるのであります。皇極天皇の中大兄皇子における御關係も、ほゞ御同様である。この方は重祚までなつて、齊明天皇とまで申し上げたのであります。これは、たゞ單に攝政としての場合といふことは私は受取れない。そこにやはり特別の意味があることを考へなければならぬと思つてあります。それは何かと申しますと、由來わが國の上古、中古の風が、勿論男女全く平等でないにしましても、後世の武家封建時代のごとく、しかく女子を男子の下風におく、すなわち全く女子は男子に隸屬するものといつた考へ方においたやうな時代と、上古、中古の風は違つていた。かゝる上古、中古の女性は、政治の上、また軍事の上、またもとより文化の上、堂々と男子に伍して活躍してしたのであります。女子天皇が御立ちになつたといふことも、實は上古、中古のこゝろした風俗の反映にほかならないと私は考へるのであります。しかるにその後よりやく佛教の五障の教、或は儒教の三從の教といふものが社會に浸潤いたしました。それと

りますが、もとより金澤國務相の御答へのごとく、これらの女子天皇は、現在の典範の精神に照らして考へますと、攝政としてお立ちになる場合に、天皇として即位されたといふこともあるものであります。けれども、しかしただそれだけで解釋のできない場合が私はあると思つてあります。このことでは事實でありまして、特に推古天皇のごときは、別に攝政をお立てになつて、そして御在位三十八年という長きに及んでおるのであります。皇極天皇の中大兄皇子における御關係も、ほゞ御同様である。この方は重祚までなつて、齊明天皇とまで申し上げたのであります。これは、たゞ單に攝政としての場合といふことは私は受取れない。そこにやはり特別の意味があることを考へなければならぬと思つてあります。それは何かと申しますと、由來わが國の上古、中古の風が、勿論男女全く平等でないにしましても、後世の武家封建時代のごとく、しかく女子を男子の下風におく、すなわち全く女子は男子に隸屬するものといつた考へ方においたやうな時代と、上古、中古の風は違つていた。かゝる上古、中古の女性は、政治の上、また軍事の上、またもとより文化の上、堂々と男子に伍して活躍していたのであります。女子天皇が御立ちになつたといふことも、實は上古、中古のこゝろした風俗の反映にほかならないと私は考へるのであります。しかるにその後よりやく佛教の五障の教、或は儒教の三從の教といふものが社會に浸潤いたしました。それと

ともに専ら武力を第一といたします武

士の生活が、女子を家庭に追い込んでしまつた實情にあつたといふことは、皆さんも御承知のことと思うのであります。こうなりまして、あらゆる人的關係が主従をもつて律せられ、男女もまた主従の關係におかれてしまつたのであります。こういふふうな行き方から、男子のみが重んぜられ、女子はほとんどその隷屬物となつて、權利の客體とさえなるに至つたのであります。一方には、牝鶏の晨する禍とか、或は女子は三界に家なきものだといつたような考え方におかれた。従つて女子の相續などといふことは、ほとんど認められなくなつてしまつたのであります。が、いわばわが國の極端な男尊女卑の風は、上古、中古の風にあらずして、武家封建制の下に確立したものであつた。そしてこの武家六百年を通じて醸成されました、こういふ男女の封建制が、今日といえどもわれわれ國民の間から牢固として抜け去らないのであります。ところで、たゞ皇室だけは、近世までこの男女封建から超越されまして、江戸時代に二人の女子の天皇が即位されたのであります。が、明治の皇室典範に至つて、全く時代を逆に、武家封建制を取り入れられ、皇位の繼承は男系男子に限るといふことになつてしまつた、こう考えられるのであります。しかるにポツダム宣言の受諾の第一歩といたしまして、民主新憲法の公布された今日に、この附屬法典の一つとして現われ、新典範案が、明治典範をそのまま取り入れるというところは、こゝに大なる考慮を要する問題ではなからうかと思ひるのであります。

第三番目に、私は文化國家の建設という面から、女子 皇を考えたのであります。殊にわが國に出現された女子天皇の、輝やかき御功績といふものは、歴史の上に歴々たるものがあるものであります。特に推古天皇が、聖德太子をして文化國家の基礎をおかしめられた。あの當時、朝鮮の經營にしばしば失敗を重ね、内には閥族鬪争の跋扈が重なりまして、まことに國運の危うかつた時でありましたが、よく内治を革新し、外交を振興し、文化を政治の基礎として、藝術の香りのゆかし飛鳥文化を築かれたのであります。これは今日われわれ國民の三思し、學ぶべき所と思ひのであります。爾來大化の改新といひましても、絢爛たる奈良、平安の文化といひましても、總てその源流基礎は推古文化であつて、その延長擴充にはかならなかつたといひ信ずるのであります。このほか、續く皇極天皇、その時に大化の新政の幕が切つて落された。或は持統天皇には曆文化の功績が長く残つておる。或は元明天皇は奈良の都をお定めになつて、その時代に古事記の編纂、風土記の選進とかいつた、空前不朽の文化が残つておるのであります。續く元正天皇の時代に、日本書紀がつくられ、或は養老の律令が編纂されたのであります。かくのごとく、女子の天皇とわが國の文化、殊に文化の源流といふものは、切つても切れない關係にある。こういふ位置にあるのであります。が、こう考へます時、われわれは文化國家の公敵として、女子天皇の出現はまことにふさわしいものがあるように感ずるのであります。

あります。しかのみならず、わが國は永久に戦争を放棄いたしましたして、あらゆる軍備を撤廃することを憲法において宣言したのであります。従つてこの平和國家の象徴として、女子天皇の出現すべき可能性を、この際法規の上に残しておくといふことが、この宣言の誠實な實踐の第一歩として、私は國際間にも一大好感をもたれるのであらうと確信するものであります。(拍手)これに對しまして、政府のお考えを承りたいと思ひるのであります。

○副議長(木村小左門君) 井上君、時間の制限があります。井上君、○井上君(續) きわめて簡に申し上げます。第二番目といたしまして、先ほど踐祚、即位の問題がございまして、これは既にほかの方からも話がございまして、ここでは述べませんが、要するに典範の規定においても踐祚、即位の實が残るというものであります。最後に皇室會議といふものがございまして、その構成は、皇族が二方、あとが皇族にあらざる方が八人で構成されておるのであります。この皇族が――先ほど申しました通り、わが國の民主主義はむしろ皇室から始まる。そういう立場から考へまして、皇族が御二方であり、國民を代表するものが八人であるといふことは、民主的な立場から見えます。これはむしろ逆ではないか。一方に民主主義といふものは平等といふことを原則といたすやうに考へるのであります。こういふ點から申しまして、皇室會議の構成に、皇族の御二方というのは、やゝ當を失つては

ないか、こういふふうには私は考へるものであります。この點につきまして御所見を伺いたいと思ひるのであります。

以上三點につきまして御答辯を得られますれば、私は仕合せと思ひます。(拍手)

○國務大臣(金森徳次郎君) 井上君の御質疑に對してお答えをいたします。が、女性天皇を認めるや否やといふことにつきましての御論旨は、よく傾聴をいたしました。たびたび申し上げております。この問題に關しましては、考へべき幾多の點が存在しております。考へますので、それらのすべての角度から考へまして、最も妥當なる結論を得ることを努めておるのであります。けれども、現段階、すなわちこの典範を議會に提出いたしますその段階におきましては、原案のごとき程度よりほかに適當なるものを見出さなかつた、こういう趣旨でございまして、事実を對して、まだ結論的なものをもつては、御座りません。

次に踐祚、即位のことについてのお話で、これはだいたい御諒承を得ていると思ひますが、その中でも踐祚の式のこととは別として、即位の式に關しましては、明白に典範に規定してあるわけをございまして、その細目となるべきものは、またこれに附屬する命令をもつて明らかにされることと考へておられます。

次に皇室會議におきまして、皇族御二方のみが議員であるといふことは、少しく程度において少な過ぎるではないかといふ御趣旨でありました

が、この數をいかにすることが妥當であるかといふことは、相當考へてみたのであります。しかし何分にもかような問題は、いろいろな角度から議論の立ち得る問題でありまして、確定不動な、これを絶対に正しといふことを申し上げることは相當困難でありますけれども、だいたいの着想といたしましては、これは國の大事である、皇室會議にかゝりますことは國の大事であるが故に、皇室が特に多くの人を委員にお加えになる必要はなからう。そこで皇族の方も御二人、あと立法、司法、行政といふふうに分けておの／＼二人ずつ、しかして特に國會については重きをおいて、國會だけは衆議院と參議院とからのおの／＼二人といふふうに考へまして、だいたいのいふるな角度から物を議します上、ほどよく行つておるのではなからうかと考へておる次第であります。(拍手)

○副議長(木村小左門君) 井上君、○井上君(續) これよろしうござい

○副議長(木村小左門君) 細田兼光君。

○細田兼光君 先の質問者と重複を避けまして、私三つの點に關しまして質問をいたしたいと思ひます。第一は、この議會におきまして審議の結果でき上りました皇室典範の效力に對しまして、私は根柢的な疑問をもつておられます。憲法 一條は、皇位の繼承につきましては、皇位の繼承は國の議決した皇室典範によるということを要求しておるのであります。これは重大な二つのことを要求しておるのであります

が、この數をいかにすることが妥當であるかといふことは、相當考へてみたのであります。しかし何分にもかような問題は、いろいろな角度から議論の立ち得る問題でありまして、確定不動な、これを絶対に正しといふことを申し上げることは相當困難でありますけれども、だいたいの着想といたしましては、これは國の大事である、皇室會議にかゝりますことは國の大事であるが故に、皇室が特に多くの人を委員にお加えになる必要はなからう。そこで皇族の方も御二人、あと立法、司法、行政といふふうに分けておの／＼二人ずつ、しかして特に國會については重きをおいて、國會だけは衆議院と參議院とからのおの／＼二人といふふうに考へまして、だいたいのいふるな角度から物を議します上、ほどよく行つておるのではなからうかと考へておる次第であります。(拍手)

て、皇位の繼承は皇室典範によらなければならぬということ、その皇室典範は國會の議決になつた皇室典範でなければいけないということ、これを半面から申しますれば、いかに名前が皇室典範であろうとも、現在の皇室典範のような天皇がたゞおきめになつたようなもの、或は國會でないほかの機關がきめたもの、それに基づいての皇位繼承は無効だ、こういうことを宣言しておるものといわなければならぬのであります。ところが現在國會はありませぬ。われわれは國會ではない。國會はいりませぬ、選舉せられた議員によつて組織せられたものでなければならぬ。組織上においても勿論そんなものはどこにもありませんし、今日の議會と將來の國會との權限上の差異の重大なること、これは言うまでもありません。左様なものがきめられた皇室典範、それを基礎とした皇位の繼承が將來行われた場合には、たしてそれが國會で議決した皇室典範による皇位の繼承と言われるであらうか、非常な大きな疑問をもたざるを得ないのであります。それは或は憲法の補則第百條に、憲法施行に必要な法律の制定は六箇月前でもできる。六箇月をまたないでもできるというその規定に基づいてやることも有効なのだ、こういう議論が反對論としてできるであらうと思つてあります。それは施行に必要な法律のもの、國會、或は參議院法、參議院議員選舉法——勿論これらのことはどしどしやつて有効であります。しか

しながらこの皇室典範は、從來の學說によりますれば、法律というその言葉に含めてよいからかすらも疑問である。皇室典範は法律よりも上位のものであり、憲法の下位に屬するものである。こういうふうなことが、だいたい學說であつたと思つておきます。この憲法第二條が、皇位の繼承は國會の議決した皇室典範によらなければならぬといふことは、これは積極的に全國民を代表する、そうして國權の最高機關であるところの國會が、きめたものでなければいけないといふことを、積極的に要求しているものであると理解しなければならぬと確信いたします。あります。(拍手)今日この議會で皇室典範を定め参りまして、これに基づいて將來皇位の繼承が行われた場合、必ず「私は斷言しておきます、あの皇室典範は國會の議決したものでない。それに基づける皇位の繼承は無効だ」といふ議論が起るに違いないのであります。さういふ疑問のあります。この皇室典範を、この議會に提出して差支えない、今日拵えて差支えない、その言われる論據を承りたいのであります。差支えなしとする論據、有効なりとする理由、——私は必ずや將來の國會において、少くともこれを追認するといふ手續をとられるに至るのではないかと、いふやうなことから考へるのであります。この議會で議決しまする皇室典範の效力について、有効なる所以の理由を説明していただきたいと思つてあります。

ば……(議會を弄んではいかん)黙つて聴けと呼ぶ者あり) ○議長(山崎猛君) 靜肅に。 [黙つて聴けるか、審議すべからざるあり] ○議長(山崎猛君) 私語を禁じます。 ○細迫兼光君(續) 皇室會議は、皇位繼承の順位を變更する場合がありましよう。その場合、その順位變更につきまして異議ある者はどこに訴えるか。裁くのは誰であるか。この規定を見ることができません。この點に關しては、いかなるお考えをお持ちであるか、御所見を承りたいと思つてあります。 第三は、お聴き下さつておられるならば、首相からも御答辯をお願いしたい。皇室典範をつくらなければならぬ、お考えになるのであるか。たゞこれは、新憲法が國會の議決することを要求しているからというだけ理由であるのか。私はどこが悪いからこうした改正をする、新しいものをつくる、こうでなくては新しい改革に對する熱意というものは出て来ないものだ、こう確信いたす、吉田首相が憲法の改正提案理由におきまして、我が國は五箇條の御誓文を見てもわかるように、由來民主國なのだ、だが内外の情勢、いわばやむを得ず改正を必要とするから改正を提案するんだというやうなことは、新しいものへ、この改革とせねばならぬというものは、そこからは湧いて来ないはずである。懺悔と反省、これではいけないかつた、あれではいけないから、こうしな

くちやならぬという所に、初めて改革改正に對する熱意が湧いたのであります。一體何がけなかつたか、どこがけなかつたか、改正に對する熱望の根據根柢、これが承りたいのであります。たゞ憲法に、國會が議決することを要求しているからというだけの形式的のものであります、その改正の精神というものが抜けて来るのであります。この改正にあたりましては、われわれは、從來の非常なる封建的な意味に於ける教育によりまして、非常に封建的な觀念に鍛え上げられておられます。われわれがよほどそれから抜け出たと思つて、まだその殻の中におられる場合が多いのであります。叩き込まれて——憲法に隷従を排斥すると宣言いたしましたも、われわれは隷従のものにも快感すら覺えるほどに、封建的に教育され、仕込まれて、いかに思つた切つた民主的な飛躍をいたさなければならぬのであります。その根本は、なんとしても從來の封建的な要素の中心問題であります。皇室に關することは、よほど思ひ切つた改正がなされなければならぬのであります。現状のわれわれの感情、感じ、それはとても世界の標準から見れば非常な封建的なものである。よほど思ひ切つた理想を掲げて行かなくては、ほんとうの憲法が要求している所に到達することはできないと思つてあります。そういう意味におきまして、どこがけなかつたか、こういう民主主義にする必要があるからといふ理由を、どこに求めておられるか、

お考えのほどを承りたいと思つてあります。(拍手) [國務大臣金森徳次郎君登壇] ○國務大臣(金森徳次郎君) 細迫君よりの御質疑に對して御答を申し上げます。第一に、皇室典範を憲法の要請する所に從つて改正をいたします。この議會を経ることによつては、その正當性がないのであつて、將來かくのごとき典範の制定をもつて無効なりとする者があるであらうという御所見を付したの御質疑でございます。申すまでもなく改正憲法の第百條第二項におきましては、細迫君が御指摘になりましたように、憲法の施行に必要な法律を設けることができるわけでありませぬ。しかして皇室典範は、法律といふことを言ひ現わす特別な言葉として、國會の議を経たる皇室典範をもつて作れといふことでありませぬが故に、解釋上憲法の補則の示す所に從つて、この議會において協贊を経て、皇室典範をつくり得ることは、疑いのない所と存じております。(拍手)なおこの議會は國會ではないといふふうに考えまするならば、改正憲法自身が、その前文に示してありますように、ちやんと國會といふ言葉を用いておられるのであります。(拍手) 次ぎに皇室會議に關する諸般の議決、殊にその皇位繼承の順位について異議のあるやうな場合にはどうするかといふやうな御質疑でありましたが、皇族及び立法、司法、行政の三權の代表者をもつても言ふべき、この會議體の構成員から考えまして、こゝにおいて決定したる所に誤りあるものとは

考えられませんか。それに對しまする特別なる途は設けてありません。(拍手)

次に現行の上皇典範にはどこに缺點があるのか、その缺點を指摘しなれば改正に關する熱情は起らない、こゝういふ御趣旨でありましたが、皇室典範の現行の制度にどこに缺點があるかといふよりも、憲法自身が皇室典範を法律をもつて定むべきことを要請してありまするが故に、それに對する答へとして、今回の改正が必要であるといふことが第一點であります。言ひ換えますれば、現在までは典範と憲法とが二元的に對立をしていました。今回は憲法の下に、皇室典範を設くということによりまして、改正の趣旨があると思ひます。それ以外のことにおきまして、どういふ改正の必要があつたかは、この改正の皇室典範と現行典範とを比較して、その差のある所が改正の理由であると御察知を願ひたいと思ひます。(拍手)

○細迫兼光君 何事でもありますから、自席から發言のお許しを願ひます。
○議長(山崎嘉彦) 發言を許可いたします。

○細迫兼光君 いかにか百條の補則がありましようとも、この議會が將來の國會でないことは間違いないのであります。この政府は、やがてできまします。この皇室典範をもつて、これは國會で議決した皇室典範だと國民の前に示そうとする大膽に、一籌せざるを得ないものであります。論議は別といたしまして、質問はこれで打ち切ります。
○議長(山崎嘉彦) 北浦圭太郎君。
〔北浦圭太郎君發壇〕
○北浦圭太郎君 諸君、皇室典範は諸

君御承知の通り實質的には憲法であります。この重要な法案を、私は十分か二十分であつたと言われた所で、不肖にしてやるべきでないものであります。しかしながら幸い各黨各派の同僚の諸君の演説を拜聴いたして、私は

て、それらを省略いたしました。私は各派交渉會の制限に服従することができると思ひますから、こゝにお許しを得て、私の所見を申し述べたいと思ひます。

只今議題となりました皇室典範、これは金森國務相も御承知の通り、非常に疑問の多い法典でございます。なかんづく皇室典範が皇室の家法であるか、或は國家法であるか、これすらにわかには斷定を許さない性質のものであります。しかしながら憲法を、形式的憲法と實質的憲法とに分類いたしてみますと、皇室典範の一部、たとえば攝政法或は皇位繼承法、これは明白に國家機關の組織についての法典でありますから、この部分は憲法であり、國家法に相違はございません。そういたしますと、この皇室典範と、そうしてさきに改正された所の憲法とは、まことによく調和がとれていなければならぬ。前後矛盾があつてはならない。私

いませぬが、間々どうもそこに遺憾な點があると思ひます。これは換言いたして見ますと、英國の民主主義憲法を、改正憲法は飛躍的に跳躍前進してゐる。しかるにこの皇室典範は、ドイツのビスマルク時代の各國王家の家法——これは前の典範が、日本の皇室典範が、これにならつたといふことであるが、あまり距りがで

きていない。英國の法典だけで論じて見ますと、この改正憲法は、英國の憲法を遙かに追ひ抜いてゐる。民主主義的になつてゐる。しかるにこの皇室典範は、英國のアクト・オブ・セツトルメント、いわゆる王位繼承法、これよりも後れている。私は第一點の質問として、女帝論を豫期いたして、

が、これは重復いたしますから省略いたしますが、女帝論なんかはたしかにこの英國の王位繼承法より後れております。これは金森さん御承知の通り、そこで最も重大なりと信じて、重複を避けまして、三點、時間がありまして、大臣の御意見を伺ひます。

諸君、過日改正されました所の改正憲法につきまして、全國の青年男女、この人々が最も早く理解されまして、この人々が最も早く記憶する。これは私は直接講演に行つて取調をもして見ました。まことによく記憶する。すなわち「婚姻は、兩性の合意のみに基づいて成立し」、この明文をよく記憶いたしておられるのであります。これは一面、私見でございますが、青年男女幸福追求の權利と關連いたします。まことに民主的の條文であります。そこでこの條文は、誰が何と申しましたも、他人は勿論のこと、親兄弟といへども、いかなる權力といへども、侵すことのできない、人類普遍の基本的權利でございます。私はこの規定によりまして、將來わが日本の家庭から、いろ／＼な悲劇が掃き除かれることを期待しております。そこで金森

國務大臣にお伺ひするのであります。が、皇族男子は何か。日本の皇族男子、これもまた日本國民に相違ないのであります。日本國民だ。従つて六箇月後におきましては、若きプリンスもこの權利を享有されることは、一點疑ひない。舊皇室典範によりまして、皇室の婚嫁は、皇族または華族に限られておりました。今回は諸君御承知の通り、華族制度は新憲法によりまして全廢いたされましたから、皇族男子の方々は、今後は一般國民の令嬢と婚姻遊ばざるゝことも憲法の認むる所でありませぬ。勿論この場合にも、婚姻は兩性の合意のみによつて成立する。何者も、とやかくこれに干渉することは許されませぬ。憲法の固く禁する所でありませぬ。しかるにこの草案になんと言ひか。皇室會議の議を解ることを要する。と書いてある。これは「経ることを得」ならば、まだ論議の餘地があります。が、「経ることを要する」と書いてございませぬ。その皇室會議の組織中には、本院の議長、副議長も當然議員に指定されておるのでありますから、この皇室典範案が無事兩院を通過いたしますと、議長、副議長兩先輩は、若き殿下の婚姻を左右されることになるのであります。まことに兩先輩に對して申し上げにくいことであるが、さうなことを、私は感心できないと思ひます。そこでこの改正憲法は、只今も細迫君が御論じ相なりましたように、疑問がある。しかし私は、憲法第百條に基づきまして、純然たる法律として提案されていくといふことは疑ひませぬ。これは私

は賛成であります。そこでこの皇室典範は法律である。法律として提出された。この法律をもつて憲法の原則を變更することはできない。憲法はわが國の最高の法規でありまして、その條規に反する法律は無効でありますから、こゝに若き皇太子と妙齡の婦人との間の合意を成立いたしました。皇室會議がかりにこれを否決いたしました。この若き兩性は、憲法上立派な夫婦であると私は確信いたします。

この問題はやがて皇后様にも影響すると思ひますから、先ほどどこかその邊でおやじりになつたように、ほかに立派に憲法上の條文があればお示しを願ひたい。

次は攝政刑事無責任の問題であります。舊皇室典範によりまして、攝政は天皇の代理といたしまして、天皇の大權事項——これは舊憲法のことを申ししております。大權事項は、悉くこれを行使することができたのであります。が、天皇一身上の特權、これは享有することができなかったものであります。たとえば皇族が攝政となられましても、陛下の尊稱は稱えられなかつた。同様に不可侵權、これも天皇の特權でありましたから、攝政はこれを享有せられなかつた。そこで攝政令によりまして、「攝政ハ其ノ任ニ在ル間刑事ノ訴追ヲ受クルコトナシ」と規定されてあつたのであります。この改正典範は、これをそのまま採用された。さうして攝政の刑事の無責任を明らかにいたされました。これは私は賛成です。これはこうなければならぬ。攝政はそれでありませぬ。天皇は一體どうなるか。天皇は一體憲法の

は賛成であります。そこでこの皇室典範は法律である。法律として提出された。この法律をもつて憲法の原則を變更することはできない。憲法はわが國の最高の法規でありまして、その條規に反する法律は無効でありますから、こゝに若き皇太子と妙齡の婦人との間の合意を成立いたしました。皇室會議がかりにこれを否決いたしました。この若き兩性は、憲法上立派な夫婦であると私は確信いたします。

は賛成であります。そこでこの皇室典範は法律である。法律として提出された。この法律をもつて憲法の原則を變更することはできない。憲法はわが國の最高の法規でありまして、その條規に反する法律は無効でありますから、こゝに若き皇太子と妙齡の婦人との間の合意を成立いたしました。皇室會議がかりにこれを否決いたしました。この若き兩性は、憲法上立派な夫婦であると私は確信いたします。

この問題はやがて皇后様にも影響すると思ひますから、先ほどどこかその邊でおやじりになつたように、ほかに立派に憲法上の條文があればお示しを願ひたい。

次は攝政刑事無責任の問題であります。舊皇室典範によりまして、攝政は天皇の代理といたしまして、天皇の大權事項——これは舊憲法のことを申ししております。大權事項は、悉くこれを行使することができたのであります。が、天皇一身上の特權、これは享有することができなかったものであります。たとえば皇族が攝政となられましても、陛下の尊稱は稱えられなかつた。同様に不可侵權、これも天皇の特權でありましたから、攝政はこれを享有せられなかつた。そこで攝政令によりまして、「攝政ハ其ノ任ニ在ル間刑事ノ訴追ヲ受クルコトナシ」と規定されてあつたのであります。この改正典範は、これをそのまま採用された。さうして攝政の刑事の無責任を明らかにいたされました。これは私は賛成です。これはこうなければならぬ。攝政はそれでありませぬ。天皇は一體どうなるか。天皇は一體憲法の

は賛成であります。そこでこの皇室典範は法律である。法律として提出された。この法律をもつて憲法の原則を變更することはできない。憲法はわが國の最高の法規でありまして、その條規に反する法律は無効でありますから、こゝに若き皇太子と妙齡の婦人との間の合意を成立いたしました。皇室會議がかりにこれを否決いたしました。この若き兩性は、憲法上立派な夫婦であると私は確信いたします。

いかなる條文によつて、或はまたその皇室典範のどれによつてこの刑事無責任を保障したされるのであるか、この點であります。改正憲法からは、諸君御承知の通り、神聖不可侵權の條文はその姿を消しました。舊憲法第三條には「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」と規定いたしておりましたから、かりに天皇に——今まではさうなことはなかつたのであります、かりに天皇に不法不當ありといたしても、これは刑事訴追をすることは許されなかつた——憲法第三條によつて。そこで我々は考へて見ます。英國の法諺、王は惡をなす能はず——ヒー・キング・キャンドゥ・ノー・ロング——なすことが出来ぬ。これによつて刑事の無責任の規定などはいらぬではないか。王は惡事をなさないのだ。この規定によりまして、さうなものはいらないのだ、かように考へております。天皇國事に關する總ての行爲に對しては、内閣の助言と承認を必要といたしまして、内閣がその責に任じますから、國事に關する限りは、刑事訴追はこれを許されない、かように解釋もして見ました。その他國事に關係ない事件、かりにありといたしても、主權者たる日本國民、今度は國民が主權者、その主權者たる日本國民の總意によつて天皇を日本國の象徴と仰ぎました以上は、主權の一作用に過ぎない司法權が、天皇をどうして訴追することが出来るか。これは不可能である。かようにも考へて見たのであります。しかしながら英國におきましても、エーの永久と安全とを期するために生まれました、國王は惡事をなす能はず、この鐵則

も憲法にしつかりした規定がなかつたがために、間もなくチャールズ一世は處刑された。フランスにもその例があります。諸君御承知の通りロシヤにもあります。わが日本國におきましては、ここ二十年、三十年は大丈夫でありませう。しかし百年後に誰がこれを保證するか。現に一群の人々は、全面的に改正憲法に反對されて、しばしば天皇を惡罵して、もつて進歩的なりとは違へておる人もあります。恐らくいかなる問題にいたしましても、贊成か反對か、それは諸君の勝手だ。各個人の自由であります。しかし一旦その反對が破れて、しかして確定された法律となりまして以上、命令と出た以上は、その確定された法令に最も忠實に服従いたすといふことが、民主主義憲法の眞髓である。(拍手)しかるに名を勞働運動にかり、國家を混亂に導いて、よつてもつて憲法の精神を蹂躪せんとするがごときは、かれらはもはや天下の政黨でなくして、亂民徒黨の群であるといわなければならぬ。(拍手)私は、最近内閣發行にかゝります「新憲法の解説」を熟讀してみましたが、これらの點につきましては、一言もタツチされていないのであります。この「新憲法の解説」には、金森國務相も序文を書いておられます。この問題は、たゞに天皇の刑事責任の問題だけではなくして、やがて國民が皇室に對する犯罪にまで影響を與えるものであります。たとへば不敬罪は刑法には復讐に規定されておりますが、これを國民に對する名譽毀損の罪、侮辱の罪、禮拜所、墳墓に關する罪、これを嚴格に區別すべき憲法上

の法的根據をどこに求めるか。やがてこの議場に現われるだろうと思ひますが、やはり不敬罪も現われるに違ひない。さうしてその罪は、われわれの名譽毀損と區別されて、嚴罰であることは想像いたします。さういふふうに區別する法的根據をどこに置くか。金森國務相は今日この議場においてこれを明白にいたされなれば、將來憲法の悔いを殘される時が来るかを恐れるのであります。

次に私は吉田内閣總理大臣にお伺いしたいのであります。お留守でありますから、警原さんで結構であります。天皇は改正憲法によりまして、日本國の特別機關であります。しかしてその地位は、日本國の象徴にして日本國民統合の象徴であらせられます。従つてその地位にふさわしき皇室經費、これを請求する權利があります。國庫はその請求權に應ずる義務があります。物價高の今日、從來の四百五十萬圓にいく倍する豫算をこの議場に提出することは當然であります。が、なおこのほか天皇の御、とし、生命、身體、榮譽、自由、皇陵、これらはすべて刑、上特別に保護されなければ、皇室典範は完成されたといふことはできない。これらのことは絶對に必要であります。しかしながらわれわれは、たゞそれだけでは皇室に對して禮を盡くしたとは考へていない。財政的に、法律的に、として十分の禮を盡くしても、なおより重要な獻上物のあることを忘れてはならないと思ひのであります。それは何か、それは天皇及び皇室に對して自由を與えよといふことでもあります。從來の皇

室典範及びその附屬の法令には、陛下の御出入には特定の儀禮を整へる。從來であります。御承知の通り近衛兵が第一兩衛と申しますか、盛んに行列を整へてお供しておつたのであります。國令をもつて國民ごとく慶弔するといふことに相なつておつたのであります。これらのことは、勿論今後といへども必要であります。しかしながら從來は、その必要以上程度を越え、まるで封建時代の將軍、大名が百姓、町人を待つがごとく振舞いが、警察官や、憲兵隊や、それから宮内省の役人どもによつて行われておつたのであります。殊に宮内省の役人のごときは、陛下行幸の二、三日以前からやつて参りまして、ホテルを獨占する。戰爭中、われわれは勿論一銃一矢を見ることもできないような御馳走を運んで來る。そしてそれを食つて、それに酔る。警察官は、まるで自家作成のブラツク・リストから罪科もない所の國民を行幸一週間も前から豚箱に入れ、陛下が……(何を質問する)と呼ぶ者あり)黙つて聴きなさい。後でわかる。所がやがて陛下がお歸りになつてからこれを放免するといふふうなやり方である。かういふやり方であります。國民の自由を束縛する。それがやがて天皇の自由を束縛することになる。かくのごとき官僚の封建的思想は、天皇の自由を束縛した。國民と皇室との間に大きな溝をつくつた。國民は實際皇太后陛下や皇后陛下のお顔を知らない。たまに奈良や京都に御参拜になりました。これ

は諸君、皇室は國民の忠誠と真心とを御存じありますまいでしょうし、國民また、終戦以來の陛下の御心境をどうしてお察しすることができません。われわれは昭和憲法の發布を一新紀元といひまして、奥深き宮廷生活から陛下や殿下を解放し奉つて、陛下や殿下がお供も連れないで銀座街頭も歩きになり、或はまた皇太子殿下や内親王様方は、この議場へしばしば御臨遊遊ばされて、熱心なる同僚議員の國政審議を御見學遊ばされる。これをお待ち申し上げるのであります。(拍手)日本全國津々浦々は、天皇陛下御研究の博物館の樂しき學園であります。山川草木、山紫水明、ことごとく天皇を喜んでお迎え申し上げるのであります。

そこで結論といたしまして、今後は親しく國民の皇室としてきつめて自由を、きわめてお心やすく行幸に相なられますことは、ひとり國民の幸福だけではない、天皇、皇室に對する自由と平和とを獻上する所以の道であります。かくして終戦以來の憂いの姿も御慰め奉ることができると信するのであります。が、要は宮内省官吏や警察官、その他側近の封建的思想を叩き潰すことである。非民主的なる天皇學、これを廢止なされまして、その好む所に従つて學問遊ばすことであります。精神的にも、身體的にも、思想的にも、學問的にも、すべて自由の空氣をお吸ひ遊ばすことでもあります。われらは、傳統的に自由を尊び、自由を生命とする自由黨の名において、天皇と皇室に自由を與えよと主張いたしました。これは幣原國務相の御答辯を待ち

ます。

次ぎはもう一點、皇室會議の問題であります。皇室會議中、皇族會議は重要な地位を占める機關は他にありません。たとへば憲法における閣と同等の重大な決議機關であります。皇后その外、皇室の大事を決定すべき重大な任務をもつ。そこで舊皇室會議は、皇家の憲法なりという建前をとつておりましたから、成年に達せられた皇族男子をもつて、皇族會議を組織せられておつたのであります。改正憲法を根本的に改正されました。そこでそのおもなるメンバーは、衆議院、参議院の正副議長、内閣総理大臣、大審院長、その他皇族の御二方でありました。その人物は、立法、司法、行政の最高峰によつて組織せられておる。こゝは諸君も同僚として御研究を願ひたいのであります。第一このメンバー組織については、よほど立案者はお考へになつたと私は思つております。しかしそれは誤りである。間違ひである。私は確信する。諸君、モンテスキューの三權分立は、分立するのではなく三權である。合流すれば成るものはナンセンス。モンテスキューは死んでしまふ。

る。勿論現在の總理大臣や議長、副議長、人格も高にしてさうなことは決してなさらない。なさりませんが、しかし、百年の將來を考へなければいけません。かりに軍、兵機を再び皇大臣とする、外、本員一を議長とする、阿部信行を大審院長とする、しからば、われわれの憂うところは必ずある。これは今から防いでおかなければならぬ。これを防ぐためには、立法、司法、行政、おの／＼その分を守つて、互いに相牽制いたしまして、三作用の効果を發揮せしめなければならぬのであります。これを合立せしめするが故に専制政治になる。現に専制政治——わが日本の現在の状態においても、あの當時、立法も司法も東條英機に抑えられておつたがために、今日日本になつた。そこで私はお伺ひするのであります。政府はこの草案の組織中から、せめて司法部を除いて、大審院長をして、皇室の大事に下法不正あればこれを審判せしむるよう、本来の任務に歸らしむるよう、この組織を変更すべきであると考えますが、金森國務相の御意見如何。まだあります。これども、この時間が許しませんからこれで終ります。(拍手)

【國務大臣金森徳次郎君登壇】
○國務大臣(金森徳次郎君) 只今北浦君より御質問になりました四點のうち、三點につきまして、私からお答えを申し上げたいと思つて、私からお答えを申し上げます。第一にお尋ねになりましたのは、婚姻は兩性の自由であるという趣旨が憲法の中に保障してある、しかるにも拘らず皇族の範圍におきましては、婚姻が皇室會議の議を経ることを要するといふのは、不調和ではないかという御質疑であつたのであります。皇族の方方も、前に憲法改正の場合に私から申し上げましたやうに、國民の一員であらせられまうに、その婚姻も兩性の自由といふことを基礎とすべきことは、理の當然と存じております。しかしながら、國の象徴たる皇位及びこれと應じし皇族の方々につきましては、特にその御地位の關係より来る所の、或る程度の制約が来ることは、これはやむを得ぬと存じます。決して憲法はこれを否定しておる趣旨ではない、かやうに考へておりますが、これは憲法第二條の、皇室典範に委任しておる規定によつても明らかであらうと存じます。そこでこの皇室典範におきましては、その兩面を考へまして、最小限度に御自由の制限を考へ、できるだけ少くするという方針をとつておられます。従つて皇族の方々の御結婚をお考へになる場合におきまして、その制約は、皇族であるという御地位と關連しておるのであります。個人としての御立場と、必ずしも直接には關係をしておりません。皇族たる身分をお離れになる場合も認められておるもので、そのことがこの問題と關係をもつておるものと思つております。それから次に、攝政には無答責の規定がある、天皇にはその規定がない。いかに不都合である。こゝういふ意味のお尋ねでありましたが、天皇は國の象徴であり、國民統合の象徴であらせられますが故に、寧ろ性質として當然に無答責であるといふことは、憲法改正の場合に申し上げたのであります。ほんとうの國民の確信からして、

こゝにわが／＼無答責の規定を設けることすらもさわしくないといふのが、憲法の精神であると思つてをります。故に、攝政につきまして無答責の規定ができません、相調和するものであつて、決して不調和を來すものではないのであります。逆に申し上げますならば、攝政についてのみこの規定があるといふことは、すなわち天皇についてはその規定が要らないといふことを、はつきり指しておるものと考へております。それから皇室會議の構成の中におきまして、いわゆる三權を分立せしめずして、合立せしめた嫌ひがあるといふことを本にして御議論になりました。三權を分立せしめするも適當であり、合立せしめするも適當である。つまり、場合々々によつて、その目的に従つて物の組織をきめなければなりませんので、皇室會議の中味と成ります。従つてこのことは、立法にも、司法にも、行政にも關係する、複雑なる内容をもつております。従つてこれを議せられまう場合におきまして、皇室を代表せられる皇族、ほかに三權のおのをお代表せられる人を加へまして、特に國會については人數の上において重點をおくという方法を設け、しかもその三分の二の多數決によつて議決の成立するやうに準備をしてをります。が故に、日本の諸般の制度の中で、最も安全なる組立て方であると思つておる次第でございます。

【國務大臣男爵原野三郎君登壇】
○國務大臣(男爵原野三郎君) 只今北浦君より私を名指しての御質問が二點あつたのであります。その中の第一點は、天皇の無答責といふことであつた。この點につきましては、只今國務大臣より既に御答へがあつたのであります。私も同様なことを繰返すより仕方がありません。すなわち天皇は日本國家の象徴であらせられる。國家の象徴の罪を問ふといふことは、私としては考へられません。それから第二點は、陛下の行幸の際におけるいろ／＼な御のこと、その他官吏の甚だよろしくない態度のことをお話になりました。これは最近陛下が行幸遊ばした時の實況を拜せられたならば、こゝいつたやうな御質問は、恐らく起らなかつたらうと思ひます。(拍手) 私は今年の始まりごろでありましたか、陛下が京都へおいでになりました時、お歸りになりました時に、私は拜謁いたしましたことがありますが、その節、その警衛はきつめて御にしろといふ御命令が徹底いたしました。自分は今初めて自分の心が國民の心臓に直接に接觸したやうな氣。したといふことを仰せられました。私はこゝとこに心むせんだのであります。(拍手) この一言をもつても、陛下の御意思のある所もわかり、また今日實際におきまして、宮内省とか或は警衛官といふものは、絶対にないと思つておられます。

○議長(山崎嘉彦) 北浦君、重ねて御質疑がありますか。
○北浦君 委員長で詳細に：
○議長(山崎嘉彦) これにて質疑は終了いたしました。本案の審査を付記すべき委員の選舉についておはかりいたします。

○山口喜久一郎君 本案は議長指名四十五名の委員に付託せられんことを望みます。

○議長(山崎猛君) 山口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(山崎猛君) 御異議なしと認めます。よつて動議のごとく決しました。

これにて議事日程は議了いたしました。次會の議事日程は公報をもつて通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午後四時十分散會

衆議院議事速記録第五號中訂正

四九頁一段三行目の「ゆすりに」は「交渉に」、同五行目の「ゆすられ」は「とられ」に訂正

定價 一部、七十錢

發行所 東京 都牛込區市ヶ谷本村町 印刷 電話九段五三一圖書課